

保險業法改正法律案特別委員會會議事速記錄第二號

第七十四回
帝國議會

○委員長(伯爵樺山愛輔君) ソレデハ是カラ會議ヲ開キマス
○子爵會我祐邦君 私ハ議事進行ニ付テ皆サンニ御諸ヲ致シ御諒解ヲ得タイノデアリマスガ、一般質問ニ付テ終リマシタ時ニハ、澤文ガナカニ澤山ゴザイマスカラ、又問題が先ニナリ後ニナリシマスト、徒ニ時間ヲ取ルコトニナリマスルカラ、或時期ヲ委員長ニ於テ御見計ラヒニナシテ、ソレカラ之ヲ逐條ト申シマシテモ、例ヘバ第一條カラ十條迄トカ十條カラ二十條迄トカ、順席ヲ履ンデーツ御互ニ質問ヲスルヤウニナスッタラバ、議事ノ進行上非常ニ都合ガ好クハナイカト思ヒマスガ、如何デゴザイマセウカ、勿論是ハ一般的ノ質問ノ終リマシタ後デ宜カラウト思ヒマスガ、サウ云フ風ニ委員長ニ於テ、皆サンノ御同意ガゴザイマシタラ、サウ御考ヲ戴キタイト思ヒマスト
○委員長(伯爵樺山愛輔君) 會我委員ノ御提議ニ御異存ナケレバ、サウ云フ風ニ致シタイト思ヒマスガ……

○子爵會我祐邦君 私ハ昨日ノ仁井田、山岡各委員ノ御質問ニ關聯シテ承リタイノデアリマスガ、第三條ノ「總額十萬圓以上」ト云フ問題デアリマスガ、是ハ昨日ノ御答辯ニ觸レテ居ル質問カモ知レマセヌガ、現實ノ話モウ二十年ニモナリマセウガ、保険會社ノ設立許可ニ對シマシテハ二百萬圓位デアッタト思ヒマスガ、ソレ以下デハ御許可ニナッテ居フヌモノト思フノデアリマスガ、昨日モ御意見ガアリマシタ通りニ、過去ニ於キマシテ、極ク古イ時代ニ於テ、保險會社ノ金額ノ少イモノガ許可ニナッテ居リマスガ、昨今ハ現實ニ二百萬圓四分ノ一拂込、五十萬圓ト云フモノヨリ以下ハ御許ニナッテ居ナイノデスガ、之ヲ見マスルト、何ダカ今後ニ於テモ斯ウ云フ小サナモノガ或ハ又許サレルヤウナーツノ解釋ヲスルコトガ出來ルヤウニ見エマスガ、一層ノコト新シク御變ヘニナルノダカラ、斯ウ云フモノハ矢張リ相當ナ二百萬トカ何トカ云フ風ニ御決メニナルト云フ方ガハツキリシヤシナイカト思ヒマス、ソレハドウデゴザイマセウカ、昨日ノ御答辯ニ觸レテ居ツタカト思ヒマスガ……

○政府委員(牧栖謙君) 御答へ申上^ガマス、
最近許サレタモノト致シマシテハ、日本團體生命ト云フノト協榮生命ト云フ、是ハ特殊ナ目的ノ會社デゴザイマスガ、是ハ何レモ曾我子爵ノ仰セニナルヤウニ二百萬圓デゴザイマス、ソレヨリ以前ニ於キマシテハ、昨日モ申上^ゲマシタ通リニ非常ニ資本金ノ少額ノモノモゴザイマス、昨日申上^ゲマシタノハ相當大規模ノ會社デゴザイマスガ、公稱資本三十萬圓^ヲ拂込七萬五千圓、現在ノ保險契約高七億見當ニナッテ居リマス、サウ云フノガ實情デゴザイマス
○山岡萬之助君 速記ヲチヨット御止メヲ
願^ツテ御聽キ致シタイト思ヒマスガ
○委員長(伯爵津山愛輔君) 速記ヲ止メテ
〔速記中止〕
○委員長(伯爵津山愛輔君) 速記ヲ付ケテ
○子爵曾我祐邦君 今議會ニ於キマシテ、委員會ニ於テ審議サレテ居リマス森林保險デアッタト思ヒマスガ、私ハ何モ讀ンデ居リマセヌ^ト存ジマセヌガ、此ノ森林保險ト云フコトニ付キマシテハ、矢張リ此ノ保險ハ今日我々ガ審議致シテ居リマスル總テノナニニ括ラレテ居ル保險會社デアリマセウ

カ、ドウ云フ風ナモノデゴザイマスカ、極ク簡單ニ御説明ヲ承リタイ、ドウ云フ關係ヲ持ツテ居ルカト云フヤウナコトヲ……
○政府委員(牧檍雄君) 今期議會ニ出サレ
マシタ森林保險ハ國營デヤル森林保險デ
アリマシテ、特別ノ法律ニ基イテ居ルノデ
アリマス、從ツテ今回ノ保險業法ノ改正トハ
關係ハゴザイマセヌ

Digitized by srujanika@gmail.com

人保險會社日本モハ日民間ノモハトハ

御互ニ對立シテ來ルヤウナ姿ニナル將來見

辻がアルハデスか、ソレ等ニ對スル一ツノ御考ヲ承リタイト思ヒマス

○政府委員(牧檣雄君) 農產物ノ被害三對

スル點ニ付キマシテハ、主トシテ農林省デ

研究ヲシテ居ルノデゴザイマスガ、同省ニ設ケラレテ居リマスル委員會デ既ニ案ノ成

立シテ居ルノモゴザイマスガ、一番問題ニ

八 東北地方ニ於ケル冷害、農產物ノ冷害ノ

対策トシテ保険制度ヲ利用シヨウト云フ考
ゲアレヤクゴザイマス、并ノナガラ比ノ

農產物ニ對スル冷害ハ、其ノ危險率ト申シ

マスカ被害率等が非常ニ不正確ノモノデア

リマシテ、之ヲ保険ノ仕組ニ依ツテ救濟スル

エトハ非常ニ困難テアルトサレテ居ルヤウ

マシテ、私モ其ノ委員ノ一人ト致シマシテ

今後急イデ研究スルコトニナツテ居リマス

ルガ、非常ニムヅカシイ問題ノヤウニ思ツテ居リマス、ソレカラ風氷害ニ付キマシテモ

矢張り同様ナコトガ考ヘラレルノデアリマ

ス、農產物ニ付キマシテハ、今ノ所國家ガ

保険ノ制度以外ノ方法ヲ考ヘテ救濟スル以
外、方法ナシニシテハナカラウカト云フヤウ

外方洋ガ六イハテハ六次ウタロ云フニシ
ナ、マア非常ニ漠然トシテ居リマスガ、サ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○子爵會我祐邦君 若シ保険ト云フコトニ
依ッテ、風水害ナリ或ハ冷害、ナリ農產物ノ被
害ナリヲ救濟スルコトガ出來得ルト云フヤ
ウナ計算ノ基礎ガ立ツタ曉ニハ、是ハ國營デ
爲スベキモノデハナカラウカト思ヒマスノ
デスガ、是ハ民營ニ移シタナラバ、非常ニ
大キナ會社ナラバ率知ラズ、ソレ迄ニ行當ツ
テシマフヤウナ氣ガスルノデスガ、其ノ邊
ノ御考ヲ承リタイ

○政府委員(牧檍雄君) 全ク曾我子爵ノ仰
シヤル通リデゴザイマシテ、保険ト致シマ
シテハ其ノ數理的ノ基礎ヲ見出スノニ少シ
困難デアルカノヤウデゴザイマス、從ツテ或
程度、國ノ補助トカノ他ノ方法ヲ考慮致
シマシテ行クヨリ外ハナイデアラウト思ヒ
マス、從ツテ國營的ノ色彩ガ非常ニ強イモノ
ニナルダラウト考ヘラレマズ、併シナガラ
是ハ今委員會デ急イデ研究スルコトニナッテ
居リマスノデ、謂ハバ私ノ一個ノ考カモ知
レマゼヌガ……

○委員長(伯爵檍山寧輔君) 別ニ御質問ガ
ナケレバ、先刻曾我委員カラ提案セラレタ
通り今度ノ法案ヲ逐次ニ一ツ御研究願ヒマ

○子爵會我祐邦君 私ハ誠ニソレガ宜カラ
ウト思フノデゴザイマスガ、仁井田博士ガ
相當ニ質問ヲ御ヤリノヤウデスガ、今日ハ
御出デゴザイマセヌカラ 逐條御審議ニナッ
テ、明日アタリニモ仁井田博士ガ、何カノ
御都合デ御出デニナリマセヌカ知レヌガ、
御出デニナリマスレバ 御許ニナルヤウニ私
カラ御願ヒ致シテ置キタイト思ヒマス
○政府委員(牧橋雄君) 御説明申上ゲマス、
其ノ前ニ御諒承ヲ願ツテ置キタイト思フコ
トハ、此ノ改正案ノ中ニハ現行法ノ建前ヲ
其ノ儘殘シタモノガ大變多イノデゴザイマ
ス、現行法ノ内容ヲ其ノ儘殘シマシテ、法
典ノ文字ノ記載例ニ依リマシテ記載ヲ變ヘ
タモノモ大變多イノデゴザイマス、御承知
ノ通り現行法ハ明治三十年代ノ立案デゴザ
イマシテ、近頃ノ法文ノ書キ方トハ大分異ツ
タ點ガアルノデアリマス、今回ノ改正ニ當ツ
テハ左様ナ點ヲ成ルベク現在ノ書キ方ニ改
メルト云フコトニ致シマシテ、ソレガ爲ニ
文字ハ變ツテ居リマスルケレドモ、内容ニハ
少シモ變更ノナイト云フノガ多イノデゴザ
イマス、例ヘベ濁音ノ假名ニ付キマシテハ、
現行法ニハ濁點ヲ付シテ居リマスカラ、此ノ
モ近頃ハソレヲ付シテ居リマスカラ、此ノ
案ニ於キマシテモ濁音ヲ付スルコトニ致シ
マシタコトナドデゴザイマス、次ニ先日提
案理由ヲ御説明致シタ際ニモ申上ゲマシタ
シモ明確デナイヤウナ點モゴザイマシタノ
デ、改正案ニ於キマシテハ其ノ點ニ相當考
慮ヲ加ヘマシテ、株式會社ト相互會社トノ
雙方ニ共通ノ趣旨ノ規定ハ成ルベク之ヲ總
則ニ、其ノ他共通ノ章ニ於キマシテ、又會
社ノ解散、清算其ノ他特別ノ場合ニ適用ノ
アルヤウナ規定ハ、之ヲ獨立ノ章ニ移シ、
一般ノ場合ニ適用ノアル規定ト區別スルコ
トニ依リマシテ、出來得ル限り法律ノ理解
ニ便ナラシメヨウトシタノデゴザイマス、
是等ノ條文ノ整理ノ關係ニ付キマシテハ、
御手許ニ配付シマンタ「改正案現行法對照表
其ノ一」及ビ「其ノ二」ト致シマシテ、ソレベ
改正案ヲ規準トスルモノ及び現行法ヲ規準
トスルモノヲ御手許ニ差上ゲテ置キマシタ
カラ、ソレニ依ッテ御承知ヲ願ヒタイト存ジ
マス、第三ニ商法ノ改正ニ伴ヒマシテ、商
法準用規定等ニ相當ノ改正ヲ加ヘタノデゴ
ザイマス、是ハ對照表「其ノ三」ト致シマシ
テ御手許ニ差上ゲテ置キマシタカラ、ソレ
ニ依ッテ御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、第四
由ノ説明ノ際、保險業法改正法律案要旨ニ

依リマシテ一應其ノ趣旨トスル所ヲ御説明申上ゲタノアリマス、又其ノ後御諒承ヲ成ルベク重複スルコトヲ避ケテ御説明申上ゲタイト存ジマス、ソレカラ尙説明ノ際ニ或ハ申上ゲルコトヲ漏スコトモアラウカト思ヒマスガ、左様ナ場合ニハ御指摘ニ依リマシテ説明ヲ補充シテ行キタイト存ジマスカラ、豫メ是等ノ點ハ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレデハ只今申上ゲマシタ對照表等ヲ御參照願ヒマシテ、第一條カラ逐次御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、第一條ヲ朗讀致シマス「第一條保険事業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ、前項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス、一定款、二事業方法書、三普通保險約款、四保險料及責任準備金算出方法書、五財產利用方法書」、是ハ現行法ノ第一條ト第五條トヲ合セマシテ、趣旨ニ於テハ全然同ジデゴザイマス、從來現行法ニ於キマシテバ「主務官廳」トアリマシタノヲ、「主務大臣」ニ改メタバカリデゴザイマス、其ノ他字句ノ修正ヲ若干行ッテ居リマス、「第二條主務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ノ免許ヲ申請

コトヲ得、前項ノ供託金ハ主務大臣ノ認許シタル有價證券ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得、「是ハ現行法ノ第四條ノ二デゴザイマス、趣旨ハ全然同ジデゴザイマス、「第三條保險事業ハ資本又ハ基金ノ總額十萬圓以上ノ株式會社又ハ相互會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコ

政府委員ニ承テ置キタイノハ、只今ノ御說明ニ依リマスト、第四條ノ「保險會社ハ其ノ商號又ハ名稱中ニ其ノ營ム主タル保險事業ノ種類ヲ示スコトヲ要ス」ト云フコトガゴザイマスルガ、此ノ何々保險會社ト云フト、詰リ保險會社ノ名稱ヲ謳ヘト云フコトニナツ

○政府委員(牧檣雄君)　ハイ
○子爵會我祐邦君　能ク分リマシタ
○政府委員(牧檣雄君)　「第六條保險會社
ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ
會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大
臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」「是ハ新シク

申上ゲタノアリマス、又其ノ後御諒承ヲ
戴イタ點モ少クナイヤウニ存ジマスノデ、
成ルベク重複スルコトヲ避ケテ御説明申上
ゲタイト存ジマス、ソレカラ尙説明ノ際ニ
或ハ申上ゲルコトヲ漏スコトモアラウカト
思ヒマスガ、左様ナ場合ニハ御指摘ニ依リ
マシテ説明ヲ補充シテ行キタイト存ジマス
カラ、豫メ是等ノ點ハ御諒承ヲ願ヒタイト
思ヒマス、ソレデハ只今申上ゲマシタ對照
表等ヲ御參照願ヒマシテ、第一條カラ逐次
御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、第一條ヲ
朗讀致シマス、「第一條保険事業ハ主務大臣
ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ
得ズ、前項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請
書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス、一定
款、二事業方法書、三普通保險約款、四保
險料及責任準備金算出方法書、五財產利用
方法書」、是ハ現行法ノ第一條ト第五條トヲ
合セマシテ、趣旨ニ於テハ全然同ジデゴザ
イマス、從來現行法ニ於キマシテハ「主務
官廳」トアリマシタノヲ、「主務大臣」ニ改
メタバカリデゴザイマス、其ノ他字句ノ修
正ヲ若干行ツテ居リマス、「第二條主務大臣

シタル有價證券ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得、「是ハ現行法ノ第四條ノ二デゴザイマス、事業ハ資本又ハ基金ノ總額十萬圓以上ノ株式會社又ハ相互會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ」、是ハ現行法ノ第二條、第十六條、第二十八條ヲ一ツノ條文ニ纏メタニ過ギマセヌ、色々御質問ノアツタ第三條デゴザイマス、「第四條保險會社ハ其ノ商號又ハ名稱中ニ其ノ營ム主タル保險事業ノ種類ヲ示スコトヲ要ス、保險會社ニ非ザルモノハ其ノ商號又ハ名稱中ニ保險事業者タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ」、是ハ現行法ノ十五條、二十七條、施行規則二條ヲ一ツノ條文ニ集ヌタ譯デゴザイマシテ、趣旨ハ全然同ジデゴザイマス、「第五條保險會社ハ他ノ事業ヲ營ムコトヲ得ズ」、是ハ現行法ノ第三條ハ「保險會社ハ他ノ事業ヲ兼ヌルコトヲ得ス」、「兼ヌルコトヲ得ス」ト云フノヲ「營ムコトヲ得ズ」ト書イタニ過ギナインデゴザイマシテ、保險會社ノ兼業ヲ禁止スル趣旨得ゴザイマス、一應五條迄ニ付キマシテ御

明ニ依リマスト、第四條ノ「保險會社ハ其ノ商號又ハ名稱中ニ其ノ營ム主タル保險事業ノ種類ヲ示スコトヲ要ス」ト云フコトガゴザイマスルガ、此ノ何々保險會社ト云フト、詰リ保險會社ノ名稱ヲ謳ヘト云フコトニナッテ居ルト思ヒマスガ、言ヒ換ヘマスルト保險ト云フ名前ガ付イテ居ルノデスカラ、總テノデスネ、何故カト云フト之ヲ讀ミマスルト、保險會社ト云フ名前ノ付イタモノハ全部保險業法ニ依ツテ縛ラレテ居ルカト云フコトヲ、常識的ニハッキリ分ルヤウニ書イテアルヤウニ思ハレマスルガ、先程ノ御説明ト關聯致シマスルガ、森林保險ノ如キハ保險業法以外ノ特別令ニ依ツテ出來テ居ルカラシテ、保險ト云フ名前ガ付イテモ必ズ保險業法ニ縛ラレル譯デヤナイ、サウ云フ風ニ解釋シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(牧橋雄君) 能ク分リマシタ
○政府委員(牧橋雄君) 「第六條保険會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス「是ハ新シク設ケラレタ規定デゴザイマシテ、先般御説明申上ゲマシタガ、此ノ趣旨トスル所ハ、保険會社ノ常務ニ從事スル役員ト云フモノガ、他ノ會社ノ常務ニ從事スル場合ニ弊害ガ豫想セラレル場合ガアル、其ノヤウナ場合ニハ禁止ヲシタイト云フ趣旨デゴザイマス、之ヲ如何ナル標準ニスルカハ問題デゴザイマスルガ、非常ニ弊害ノアルヤウナ場合ニ禁シテ之ヲ禁止シタイト云フ趣旨デアリマス、從ツテ其ノ例トシテ申上ゲテ見タイト思フノハ、例ヘバ株式取引員タル會社ノ常務ニ從事スルガ如キハ、保険會社ノ業務ト相容レナイモノデハナカラウカト考へマス、サウ云フモノヲ禁止シタイト云フ趣旨デゴザイマス「第七條保険會社ハ生命保険事業ト損害保険事業ヲ併セ營ムコトヲ得ズ但シ生命保険事業ヲ營ム會社ハ生命保険ノ再保險事業ヲ營ムコトヲ得」、是ハ現

依リマシテ一應其ノ趣旨トスル所ヲ御説明申上
申上ゲタノデアリマス、又其ノ後御諒承ヲ
戴イタ點モ少クナイヤウニ存ジマスノデ、
成ルベク重複スルコトヲ避ケテ御説明申上
ゲタイト存ジマス、ソレカラ尙説明ノ際ニ
或ハ申上ゲルコトヲ漏スコトモアラウカト
思ヒマスガ、左様ナ場合ニハ御指摘ニ依リ
マシテ説明ヲ補充シテ行キタイト存ジマス
カラ、豫メ是等ノ點ハ御諒承ヲ願ヒタイト
思ヒマス、ソレデハ只今申上ゲマシタ對照
表等ヲ御參照願ヒマシテ、第一條カラ逐次
御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、第一條ヲ
朗讀致シマス、「第一條保険事業ハ主務大臣
ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ
得ズ、前項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請
書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス、一定
款、二事業方法書、三普通保險約款、四保
險料及責任準備金算出方法書、五財產利用
方法書」、是ハ現行法ノ第一條ト第五條トヲ
合セマシテ、趣旨ニ於テハ全然同ジデゴザ
イマス、從來現行法ニ於キマシテハ「主務
官廳」トアリマシタノヲ、「主務大臣」ニ改
メタバカリデゴザイマス、其ノ他字句ノ修
正ヲ若干行ッテ居リマス、「第二條主務大臣
必要アリト認ムルトキハ前條ノ免許ヲ申請
シタル者ヲシテ相當ノ金額ヲ供託セシムル

コトヲ得、前項ノ供託金ハ主務大臣ノ認許シタル有價證券ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得「是ハ現行法ノ第四條ノ二デゴザイマス、趣旨ハ全然同ジデゴザイマス「第三條保険事業ハ資本又ハ基金ノ總額十萬圓以上ノ株式會社又ハ相互會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ」是ハ現行法ノ第一條、第十六條、第二十八條ヲ一ツノ條文ニ纏メタニ過ギマセヌ、色々御質問ノアツタ第三條デゴザイマス、「第四條保険會社ハ其ノ商號又ハ名稱中ニ其ノ營ム主タル保険事業ノ種類ヲ示スコトヲ要ス、保險會社ニ非ザルモノハ其ノ商號又ハ名稱中ニ保険事業者タルコトヲ示スキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ」是ハ現行法ノ十五條、二十七條、施行規則二條ヲ一ツノ條文ニ集ヌタ譯デゴザイマシテ、趣旨ハ全然同ジデゴザイマス「第五條保険會社ハ他ノ事業ヲ營ムコトヲ得ズ」是ハ現行法ノ第三條ハ「保險會社ハ他ノ事業ヲ兼ヌルコトヲ得ス」、「兼ヌルコトヲ得ス」ト云フノヲ「營ムコトヲ得ズ」ト書イタニ過ギナイノデゴザイマシテ、保險會社ノ兼業ヲ禁止スル趣旨デゴザイマス、一應五條迄ニ付キマシテ御説明ヲ致シマス

政府委員ニ承テ置キタイノハ、只今ノ御説明ニ依リマスト、第四條ノ「保險會社ハ其ノ商號又ハ名稱中ニ其ノ營ム主タル保險事業ノ種類ヲ示スコトヲ要ス」ト云フコトガゴザイマスルガ、此ノ何々保險會社ト云フト、詰リ保險會社ノ名稱ヲ謳ヘト云フコトニナツテ居ルト思ヒマスガ、言ヒ換ヘマスルト保險業法ニ縛ラレルカト云フトサウデナインデスネ、何故カト云フト之ヲ讀ミマスルト、保險會社ト云フ名前ノ付イタモノハ全部保險業法ニ依ツテ縛ラレテ居ルカト云フコトヲ、常識的ニハッキリ分ルヤウニ書イテアルヤウニ思ハレマスルガ、先程ノ御説明ト關聯致シマスルガ、森林保險ノ如キハ保險業法以外ノ特別令ニ依ツテ出來テ居ルカラシテ、保險ト云フ名前ガ付イテモ必ズ保險業法ニ縛ラレル譯デヤナイ、サウ云フ風ニ解釋シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(牧橋雄君) 「第六條保険會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」是ハ新シク設ケラレタ規定デゴザイマシテ、先般御説明申上ダマシタガ、此ノ趣旨トスル所ハ、保険會社ノ常務ニ從事スル場合ニ弊害ガ、他ノ會社ノ常務ニ從事スル役員ト云フモノガ豫想セラレル場合ガアル、其ノヤウナ場合ニハ禁止ヲシタイト云フ趣旨デゴザイマス、之ヲ如何ナル標準ニスルカハ問題デゴザイマスルガ、非常ニ弊害ノアルヤウナ場合ニ限ッテ之ヲ禁止シタイト云フ趣旨デアリマス、從ツテ其ノ例トシテ申上ゲテ見タトイト思フノハ、例ヘバ株式取引員タル會社ノ常務ニ從事スルガ如キハ、保険會社ノ業務ト相容レナイモノデハナカラウカト考ヘマス、サウ云フモノヲ禁止シタイト云フ趣旨デゴザイマス、「第七條保険會社ハ生命保険事業ト損害保険事業ト併セ營ムコトヲ得ズ但シ生命保険事業ヲ營ム會社ハ生命保険ノ再保險事業ヲ營ムコトヲ得」是ハ現行法ノ第四條ニ規定ガアリマシテ、全然趣旨ヲ同ジクシテ居リマス、「第八條主務大臣

ハ何時ニテモ保険會社ヲシテ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ保險會社ノ營業所、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財產ノ狀況若ハ帳簿書類其ノルコトヲ要ス」第八條ハ現行法ノ第十條ノ趣旨ヲ取入レマシテ字句ヲ變更致シタノデアリマスガ、第八條ニ於キマシテハ、當該官吏ガ實地検査ヲ行フ場合ニ付キマシテ、其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムルコトト致シマシタ、從來斯様ナ點ニ付テ別段不都合ヲ生ジタ例ガアツタ譯デハナイノデアリマスガ、一層手續ヲ慎重ニシヨウト云フ趣旨デ之ヲスルコトニ致シタノデアリマス、「第九條主務大臣保険會社ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ業務執行ノ方法ノ變更又ハ財產ノ供託ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」是ハ現行法ノ第九條ノ規定ニアル部分ヲ擴充シタノデゴザイマス、今回ノ改正ノ主眼マス、先般御説明申上げマシタ通りニ、現行法ニ於キマシテハ、主務官廳ト致シマシテ、基礎書類ニ定メタル事項ニ從ハシムル點ガ第九條ニ取入レラレテ居ルノデゴザイマス、

ラ基礎書類ト申シマスルノハ、非常ニ抽象的デアルシ相當、裕リヲ持ツテ居リマス、其ノ業績ヲ悪化セシムルヤウナ場合ガ、監督ノ經驗上知ラレテ居リマスルノデ、是等ノ場合ニ、業務ノ實際上ノヤリ方ニ付キマシテ指導的ノ監督ガ出來ルヤウニシタイト云フノガ、此ノ趣旨デゴザイマス、財産ノ供託ヲ命スル場合ハ、財産ガ散逸致シマシテ、保険契約者ノ利益ヲ保護スル上ニ於キマシテ供託ヲ命ズルコトヲ必要トスルヤウナ場合ニ於キマシテ、是等ノ處置ヲ執リタイト考ヘテ居リマス、「其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」ト申シマスト、非常ニ無制限ニ監督上ノ命令ガ出來ルヤウニ感ゼラレマスガ、是ハ御承知ノ通りニ、立法例ガ澤山ゴザイマシテ斯ウ云フ書キ方ヲ致シテ居リマス、勿論上ニ例示致シタモノ等ニ準ズル程度ノ監督上ノ命令ヲ爲シ得ルニ止ルノデアリマシテ、是ハ解釋上モ一定シテ居ルカノヤウニ考ヘマス、從ツテ或程度ノ制限内ニ於ケル命令ガ出來ルヤウニ考ヘテ居リマス、「第十條保険會社ガ第一條第二項ニ掲グル書類ニ定メタル事項ノ變更ヲ爲スニハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス、主務大臣保険會社ノ業務若ハ財產ノ狀況ニ依

リ又ハ事情ノ變更ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項ノ事項ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
主務大臣保険契約者、被保險者又ハ保険金額ヲ受取ルベキ者ノ利益ヲ保護スル爲特ニ
ノ際現ニ存スル保険契約ニ付テモ亦將來ニ向テ其ノ變更ノ效力ノ及ブモノト爲スコトニ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨及變更ノ要旨ヲ公告スルコトヲ要ス」、是ハ今回ノ改正
ヲ得、前項ノ處分アリタルトキハ保険會社ノ要點ノ一つヲ爲スモノデゴザイマシテ、
第一項ノ規定ハ現行法ノ第八條ニ規定ガアルノデゴザイマス、第二項ガ改正セラレタ
重要點デゴザイマシテ、主務大臣ガ保険會社ノ業務若シクハ財產ノ狀況ニ依リマシテ、必要
ガアルト認ムルトキハ此ノ基礎書類ノ變更ヲ命ズルコトガ出來ルト云フノデゴザイマス
ス、基礎書類ヲ變更シナクテハ不都合デアルベキデルト云フ場合ハ、會社ガ進ンデヤルベキデ
ハゴザイマスガ、御承知ノ通り保険會社ハ相當ノ烈シイ競爭ヲ致シテ居リマス、從ツテ
テ居リマシテモ、自ラ進ンデ變ヘルト云フ基礎書類ニ不都合ヲ生ジタト云フコトガ分
ヤウナ手續ヲ執ラナイヤウナ場合ガ從來ノ經驗カラ考ヘラレルノデアリマス、其ノヤ

ウナ場合ニ於キマシテハ、主務官廳ト致シ
マシテ進ンデ之ヲ變更セシムルコトガ、其
ノ會社ノ從來ニ向テ非常ニ好イ結果ヲ齎ス
ト云フヤウナ場合ガ豫想セラレマスカラ、
ソレカラ第三項ハ、特ニ保険契約者等ノ利
益ヲ保護スル爲ニ必要ガアリト認メラルル
ヤウナ場合ニハ、此ノ第一項ノ變更ノ認可ノ
際ニ、現ニ存在シテ居リマスル保險契約ニ付テ
モ、其ノ將來變更ノ效力ガ及ブコトニシタイ
ト云フ趣旨デゴザイマス、ト申シマスノハ一例
ヲ舉ゲテ申シマスルト、解約返戻金ト云フヤ
ウナモノハ、古イ契約ニ於キマシテハ保險技
術ノ進歩等ガ未ダシカツク關係モアリマシ
テ、此ノ解約返戻金ガ少イノデゴザイマス、
保險ノ發達ト共ニ解約返戻金モ技術上多ク
ヲ出スコトガ出來ルヤウニナッテ居リマス
ル現狀カラ致シマシテ、是等ヲ多額拂戻シ
ガ出來ルト云フヤウナ場合ニハ、現在ノ契
約者ニモソレ等ノ利益ニ沿セシムルコトガ、
ノ希望モゴザイマシテ、今回斯ウ云フ改正
ヲ致シタ譯デゴザイマス、大體十條迄御說

○子爵會我祐邦君 私ハ第八條ニ付テ伺ヒ
タイノデスガ、「其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶
セシムルコトヲ要ス」ト云フコトガゴザイ
マスガ、是ハ保險會社ニ對シテ、政府ガ取
調ヲ爲スヤウナ場合ニハ、或ハ帳簿等ヲ見
タイト云フヤウナ時分ニハ、何ノ何某ト云
フ證明書ヲ持ツテ行クコトダト思フノデア
リマスガ、サウスルト出シ拔ケニ行ツテ調べ
ルコトガアルト云フコトヲ意味スルノデゴ
ザイマセウカ、如何デゴザイマスカ

○政府委員(牧檣雄君) 此ノ監督ヲ實際ス
ルニ當リマシテハ、事項ニ依リマシテハ
豫告致シテスルコトガ出來ナイ場合ガアル
ト考ヘラレマス、殊ニ何等カノ準備ヲセラ
レルコトガ、監督ノ實績ヲ擧ゲル上ニ付キ
マシテ、非常ニ惡影響ガアルト思フヤウナ
場合ガアラウカト考ヘマス、何レニ致シマ
シテモ證票ヲ携帶シタ者デナケレバ検査方
出來ナイト云フコトニシタイト云フノガ本
條ノ趣旨デゴザイマス

○子爵會我祐邦君 ソレハ誠ニ私ハ良イコ
トダト思ヒマス、保險會社ニ詰リ政府カラ
商工省カラ電話ガ掛カッテ、幾日頃カラ監査
ヲ始メルト云フコトヲ豫告ナサル、隨分遣
リ繰シテ居ルト云フコトハアリマスマイケ

レドモ、豫告ガアル爲ニ却テ検査ノ目的ヲ達シナイヤウナコトガアリヤシナイカ、ソレデ出シ抜ケニ行カレルト云フコトハ、少シ其ノ會社ヲ信用シナイ、又其ノ會社ノ「プロセスティツヂ」ヲ傷ツケルヤウナ點モアリマセウ、ケレドモ或意味ニ於テハ出シ抜ケニ行クト云フコトハ必要ダト思フ一人デアリマス、併シナガラ一方カラハ斯ウ云フコトガ人情ノ上ニアリ得ル、或保險會社ノ者ガ商工省ノ保險ノ方ノ方々ニ感情ヲ害シテ居ルヤウナコトガアリ得ル人間ノコトデスカラ……、サウスルト隨分手心ノ仕様ニ依ッテハ意地ノ惡イト云フコトハアリ得ナイデスケレドモ、サウ云フヤウナ風ニ會社ガ苦シム場合ガアル、例ヘバ決算期ニ直面シテ居ル時ニ行ツテ精密ナ監査ヲ行フ、是ガ四日モアリ得タト云フコトヲ私ハ聞イテ居ル、ソレハ何モ感情ヲ害シタト云フコトガ動機デサウ云フコトガアリ得ルコトデアリマスマイケレドモ、サウ云フヤウナコトニ對シテハ相當公平ナ立場カラ、其ノ會社ノ強イ會社デアルト弱イ會社デアルトヲ問ハズ、ソラマスト、政府ノ言フコトヲ肯カズ、遺分

無理ヲシテサウシテ政府ノ御方ヲ困ラシ、一方カラ隨分感情ヲ害スルヤウナコトガアリ得ルト思ヒマス、併シソレ等ニ對シテハ折角ノ新シイナニガ出來マシテ、其ノ發達ヲ益々助長スルト云フ思召ガアル以上ハ、二方ニ監督ヲ嚴ニシ、或場合ニハ直チニ其處ニ行シテ取調ヲスルト云フ位ナ權限ヲ持テ、ドンヽヤラレルト同時ニ、ソコラニコトハ心ヲ以テ、十分人情味ヲ以テ臨マレムコトヲ希望シテ、此ノ第八條ニ關聯シタ意味ニ於テ私ハ意見ヲ申上ゲル次第アリマス。○山岡萬之助君 第六條ノ役員ノ兼業ニ付テデアリマスガ、此ノ監督役ト云フモノハ、取締役ト比較シテモウ少シ會社カラ寧ロ離レタモノデアル、然ルニ常務ニ從事スルノハ取締役ダケデアツテ、監査役ト云フモノニ比較スルト云フト、普通ニ取締役ハ他ノ職ヲ兼ネテ居ル、此レ監査役ト云フノハ、常務ヲ兼ネテ居ルモノト考ヘテ居ルノデアリマセウカ、ドウモ常務ヲ執ル監査役ト云フモノハサウモ無イヤウニ思ヒマスガ、ソレハドウ云フモノデアリマセウカ

○山岡萬之助君 常務監査役ト云フコトニ
限ラレテ此ノ規定ヲサレタストレバ、マア
保險會社デアルカラ格別斯ウシクト云フコ
トデアリマセウガ、銀行法ナドニハサウ云
云フ次第デアリマスカ、又一體監査役ト云
フモノハ、此ノ頃能ク常任監査役ト云フテ常
ニ出テヤツテ居ラレル習ハシニ段々ナツテ來
タヤウデアリマス、一體監査役ト云フモノ
ハ始終來テ常務ヲ見ルベキデアルカドウデ
アルカ、ソレハ私ハ根本論トシテ少シ疑フ
ノデスガ、常務者ハ常務ヲ執ツテ、ソレカラ
次第ニ其ノ仕事ヲ勵イテ居ル中ニソコヘ關
與スルト云フト、何時カ常務者ニナツテシマ
フ、監査役ト云フモノハモウ少シ離レタ極
ク廣イ見地カラ眺メテ行ク、斯ウ我々ハ思
フノデスガ、サウ云フ關係ニ付テ一應承ッテ
置キタイト思ヒマス

○政府委員(牧橋雄君) 御尤ナ御尋デゴザ
イマシテ、取締役ト監査役トノ職務が混淆
致シマスコトハ、事業ノ經營ニ相當惡影響
ガアルモノト考ヘマス、此ノ規定ハ銀行法
其ノ他類似ノ監督業法ニアル立法例ニ倣ヒ
マシテ、全然同ジコトヲ規定シタノデヨザ
イマス

○山岡萬之助君 常務監査役ト云フコトニ
限ラレテ此ノ規定ヲサレタストレバ、マア
保険會社デアルカラ格別斯ウシタト云フコ
トデアリマセウガ、銀行法ナドニハサウ云
フモノハナイノデアリマスガ、ソレハドウ
云フ次第デアリマスカ、又一體監査役ト云
フモノハ、此ノ頃能ク常任監査役ト云ツテ常
ニ出テヤツテ居ラレル習ハシニ段々ナツテ來
タヤウデアリマス、一體監査役ト云フモノ
ハ始終來テ常務ヲ見ルベキデアルカドウデ
アルカ、ソレハ私ハ根本論トシテ少シ疑フ
ノデスガ、常務者ハ常務ヲ執ツテ、ソレカラ
次第ニ其ノ仕事ヲ勵イテ居ル中ニソコヘ關
與スルト云フト、何時カ常務者ニナツテシマ
フ、監査役ト云フモノハモウ少シ離レタ趣
ク廣い見地カラ眺メテ行ク、斯ウ我々ハ思
フノデスガ、サウ云フ關係ニ付テ一應承ッテ
置キタイト思ヒマス

Digitized by srujanika@gmail.com

○政府委員(牧檍雄君) 甚ダ失禮致シマシ
タ、銀行法ニハ監査役ハゴザイマセヌ、保
險會社ニ於キマシテハ、監査的立場ニ於テ
常務ヲ見ル監査役ガゴザイマンテ、是等ノ
モノハ其ノ本來ノ事業ニ惡影響ヲ及スヤウ
ナ、他ノ會社ノ常務ニ從事スルコトガ場合
ニ依ツテハ弊害ヲ齎スモノト考ヘマシテ、本
法ニ新タニ設ケタノデアリマス

○山岡萬之助君 結局實際上常任監査ト云
フヤウナヤリ方ガ此ノ頃發達シテ居ル結果
デ、法律的ナ意味ヨリハ實際論ヨリ斯ウナ
サレタコトト思ヒマス、強テ此ノ規定ヲソ
レ以上非難スル考ハナイノデアリマスガ、
監査ト云フモノト常務取締ト云フモノヲ混
淆サレルト云フコトハ、業務遂行上望マシ
クナイト云フコトヲ考ヘテ居ルト云フコト
ヲ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、次ニ第八
條第九條、若シクハ統制命令等一般ニ關係
スルノデアリマスガ、今日會社ニ對スル事
業務ニ從事スル取締役又ハ支配人ト書イ
テアッテ、監査役ト云フモノハナイ、只今ソ
テ说明デハ少シ合ハナイヤウニ思ヒマス

居ルト云フヤウナコトハ、現行法第何條ニ
依ツテナサレテ居ルノデスカ、大體八條デス
カ、是等ノ規定デスカ、ソレヲ一ツ御示シ
ヲ願ヒタイ

○政府委員(牧橋雄君) 現行法ノ第十一條
デゴザイマシテ、第十一條ニ「主務官廳力
保険會社ノ業務又ハ會社財產ノ状況ニ依リ
其事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ財
產ノ供託若クハ事業ノ停止ヲ命シ又ハ期間
ヲ定メテ業務執行ノ方法若クハ計算ノ基礎
ノ變更ヲ命シ其他保険契約者、被保險者又
ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ノ權利ヲ保護ス
ルニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」トゴサ
イマシテ、事業ノ繼續ガ困難デアルト云フ
ヤウナ場合ニ於キマシテ、第十一條ノ規定
ヲ適用シテ居ル譯デゴザイマス

○山岡萬之助君 ソレデ具體的ニ會社ノ業
務自體ヲ監視セラレルコトハ諒解致シマシ
タ、現行法ノ監督命令或ハ基礎書類ノ變更
トカ若シクハ統制命令、其ノ他後ニ出テ參
リマス色々ノ規定ガアリマスノデ、此ノ案
ガ法律トシテ施行セラレタ後ニ于テモ、尙
ル御考デアリマスカ、其ノコトヲ伺フト云フノハ、
私ノ考ハ、今日ノ如ク業務ノ繼續ニ困難ガ
アラウカト云フモノニ付テ一々監視シテ居ル

ト云フコトハ、俗ニ申セバ半身不隨ニ何時迄モシテ置クト云フコトデアッテ、其ノ會社ハ到底都合好ク伸ビル見込ガナイト云フコトニ却テナッテシマッテ、若シ其ノ會社ヲ立派ニショウト云フナラ、監督スルコトハ極ク間接ニシテ、毎日ノ業務ヲ届出デシムルト云フ程度ニシテ、業務ノ遂行ダケハ大體他ノ通常ノ場合ト同様ニ遂行サセルコトガ宜イノデハナイカト思フノデアリマス、サウ云フ風ニ困難ナ虞ガアリマス場合ニハ、八條其ノ他ノ規定ニ依ツテ實際ヲ調査シテ、何處ニ缺陷ガアルカト云フコトヲ極ク嚴重ニ取調ヲ致シマシテ、此ノ點ニ缺陷ガアルト分ルト、其ノ點ニ特ニ政府ハ具體的ニ監督スルガ宜カラウト思フ、併シ一箇所ニ適當ナラザル即チ病源ガアリトスレバ、矢張リ全體ノコトヲモ見ナケレバナラヌノデアリマスカラ、全體ニ關スル届出等ハ無論爲サシムベキモノデアリマセウ、然レドモ其ノ病源ダケガイカヌ點デアリマスカラ、サウ云フ所ニハ十分ナ注意ヲナサルコトハ宜イガ、一々ノ事ヲ財産ノ運用迄拘束シテ、他ノ會社ト甚ダシク變ッタヤリ方ヲシテ居ルヤウニ思フノデアリマスガ、併シ是ハ箇々ノ問題ダケニハ止ラナイノデアリマス、此ノ場合將來此ノ案ガ法律トシテ成立シタ後ニ於

○政府委員(牧猶雄君) 色々ノ御示デゴザ
イマシタガ、此ノ法律ヲ御認メ願ヒマシタ
場合ニ於キマシテハ、相當行政方針等ニモ
改正ガ加ヘラルベキモノダト考ヘルノデア
リマス、ソレガ又加ヘラレナイヤウデハ改
正ヲシタ趣旨ガ達シナイカト考ヘマス、御
示ノ點ハ將來具體的ノモノニ付キマシテ慎
重ニ研究ヲ致シマンテ、御趣旨ノ點御尤ト考
考ヘマスノデ、出來ルダケサウ云フ風ニシ
テ行キタイト考ヘテ居リマス、

持ッタリ、子分會社ヲ持ッテ居リマシテ、片方ノ監査役ガ片方ノ常務ニナリ、片方ノ常務ガ片方ノ監査役ニナッタリシテ居ルト思ヒマス、只今ノ御説明ニ依リマスト、ソレ等ノ現實存在シテ居ルモノガ假ニアリトスレバ、ソレ等ハ將來出來ナイコトニナルノデアリマスカ、ドウ云フ風ニナルノデスカ、

○政府委員(牧檣雄君) 現在監査役ヲ兼ねテ居る者がゴザイマス、今御示ノ損害保険ニ於キマシテハ、御承知ノ通り再保險ノ遭リ取リヲシテ居リマスカラ、ソレ等ノ再保險ノ遭リ取リヲ圓滑ニスル意味ニ於キマシテモ、重役ガ他ノ會社ノ常務ヲ兼ネルト云フヤウナモノガ相當多イノデアリマシテ、是等ノ者ハ無論今後モ認メテ行クコトノ方ガ、却テソレ等ノ再保險關係等ニ圓滑ニ役立ツト考ヘテ居リマス

○子爵會我祐邦君 サウ致シマスト、只今ノ御説明ノ前段ニアリマシタコトハ、嚴格ナ意味ニ於テハソレガイケナイト云フコトデアルケレドモ、例ヘバ實際問題トシテノ其ノ便宜アルガ爲ニ、主務大臣ガ之ニ認可ヲ與ヘルト云フ積リデアル、斯ウ云フ風ニ解釋シテ宜シウゴザイマスカ

モノハ、認可ヲ與ヘテ支障ナカラシヌヨウ
ト云フ趣旨デゴザイマス
○子爵會我祐邦君 分リマンタ
○政府委員(牧檍雄君)「第十一條保險會
社命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業ニ關シ統
制協定ヲ爲シタルトキハ之ヲ主務大臣ニ届
出ヅルコトヲ要ス之ヲ變更又ハ廢止シタル
トキ亦同ジ、主務大臣前項ノ統制協定ガ公
益ニ反シ又ハ保險事業ノ健全ナル發達ヲ害
スト認ムルトキハ其ノ變更又ハ取消ヲ命ズ
ルコトヲ得、主務大臣保險事業ノ健全ナル
發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ
保險會社ニ對シ第一項ノ統制協定ヲ爲スベ
キコトヲ命ジ又ハ同項ノ統制協定ノ加盟會
社若ハ非加盟會社ニ對シ其ノ統制協定ノ全
部若ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ
得「是ハ昨日モ御尋ガゴザイマシテ、命令ノ定ムルヤ
定ノ規定デゴザイマシテ、命令ノ定ムルヤ
ウナ協定ヲ爲シタル場合ニハ主務大臣ニ届出
デルコトヲ要ス、又變更廢止等ノコトヲ爲
シタル場合ハ届出デナケレバナラヌト云フ
規定デゴザイマス、勿論不當競争ヲ防止スル
意味ニ於ケル協定ヲ爲シタル場合ニ限ルコト
ハ昨日申上ゲタ通りデゴザイマス、第二項
ハ、其ノ統制協定ガ却テ公益ニ反スル、或
ハ保險事業ノ健全ナル發達ヲ害スルト云フ

ヤウナコトガ若シ假ニアリト致シマスレバ、其ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコトガ出來ルト云フ規定デゴザイマス、第三項ハ、主務大臣ガ保険事業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲ニ特ニ必要ガアルト認ヌルヤウナ場合ニ於キマシテハ、保険會社ニ對シマシテ不當競争ヲ防止スル意味ニ於ケル協定ヲ爲スベキコトヲ命ジマス、又ハ必要アル場合ニ於キマシテハ、其ノ統制協定ノ加盟會社若シクハ非加盟會社ニ對シマシテ、其ノ協定ノ全部若シクハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトガ出來ルヤウニシタイト云フ趣旨デゴザイマス、是ハ御尋モゴザイマシテ一應ノ御説明ヲ申上ゲテ置キマスガ、更ニ御尋ニ依リマシテ御答ヘ致シマス「第十二條保険會社ガ法令、主務大臣ノ命令若ハ第一條第二項ニ掲タル書類ニ定メタル特ニ重要ナル事項ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ取締役若ハ監査役ノ解任若ハ事業ノ停止ヲ命ジ又ハ事業ノ免許ヲ取消スコトヲ得」是ハ現行法ノ第十二條ニ規定ガゴザイマス、現行法ノ第十二條ト違フ點ハ、保険會社ガ法令ニ違反スル場合、法例ニ倣ヒマシテ、本法以外ノ法令ニ違反トナツテ居ルノデアリマスガ、今回ハ他ノ立

スル場合ニモ是等ノ處置ガ出來ルト云フ趣旨デゴザイマス、ソレカラ「又ハ公益ヲ害新タニ附加ヘラレテ居リマス、是ハ他ノ立法例等ニモアルノニアリマスガ、保險會社ガ公益ヲ害スルヤウナ行爲ヲ爲シタルトキハ是等ノ處置ガ執リ得ルヤウニシタイト云フ趣旨デゴザイマス、「第十三條保險事業ヲ營ム株式會社ノ定款ニハ商法第二百六十六條第一項ニ掲タル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス、一保險ノ種類及營業ノ範圍、二設立費用ノ償却ノ方法」是ハ現行法ノ第十四條ト趣旨ヲ同ジクスル規定デゴザイマス、字句ニ幾分ノ修正ガゴザイマシタノト、商法ノ規定ガ新タニ變リマシタ爲ニ此ノ條文ノ「第一百六十六條第一項」ト云フモノガ現行法デハ「第一百二十條第一號乃至第八號ニ掲ケタル事項」トナッテ居ルニ過ギマセヌ、「第十五條會社ハ第十三條及商法第二百六十八條第一項ニ掲タル事項ヲ登記スルコトヲ要ス」、是ハ現行法ノ十八條デゴ

ザイマシテ、商法第百八十八條第一項ト申ジマスノハ一般ノ登記事項ニ關スル規定デアリマス、ソレ等ノ事項ヲ登記スルコトヲ要スト云フ規定デアリマス、現行法ト同ジ意味デアリマス

○山岡萬之助君　此ノ統制協定ノコトニ
キマシテハ、今迄段々質問應答ガ交換サレ
テ居リマスノデ、今迄ノ質問應答等ニ於テ
ハ、事業遂行ノ爲ニスル範圍ノ統制協定ト
云フコトニ大體アルノデアリマスガ、保険會
社ノ種類ニ依リマシテ、生命保険トカ火災
保険トカ、ソレゾレ聯合體ニナツテ居ルコ
トト今日モ思ヘレマスガ、ソレ等ヲ強化シ
テ行クコトモ矢張リ此ノ條文ガ運用サレル

○政府委員(牧橋雄君) 主トシテ不當競争
防止ニ關スル協定ヲ爲シタル場合ニ適用ガ
アルノデアリマシテ、其ノ事項ハ昨日モ申
上ゲタ通リデアリマスガ、此ノ生命保険ト
申シマシテモ一番特殊ノ例ヲ申上ゲマス
ト、徵兵保險ト云フヤウナモノガゴザイマ
スガ、徵兵保險會社ハ四社アリマシテ、ソ
レ等ノモノガ、是ハ實例ニモゴザイマスガ、
昭和十二年ノ一月一日以降收入保險料ニ對
スル集金手數料ノ率ヲ協定シタ例ガアリマ
ス、是等ハ集金手數料ヲ餘計出スコトニ依ツ

テ各代理店ノ歓心ヲ買ヒマシテ、サウシテ
自己ノ會社ノ業績ヲ擧ゲヨウト云フコトニ
ト云フヤウナ傾向ガアツタノデ、四社デ協定
ガ協定スルヤウナコトニハ立到ラヌヤウナ
場合モアリマスガ、是等ノ協定アル場合ニ、
一定ノ目的ヲ達セシメヨウト云フ趣旨デア
リマシテ、積極的ニ何等カノ行爲ヲ爲サシメ
協定ノ目的ヲ達セシメヨウト云フ趣旨デア
リマシテ、積極的ニ何等カノ行爲ヲ爲サシメ
ヨウト云フ趣旨ハ持ツテ居リマセヌ、次ニ「第
十六條會社ハ設立費用及營業資ノ全額ヲ償
却シタル後ニ非ザレバ利益ノ配當ヲ爲スコ
トヲ得ズ、商法第二百九十條第二項ノ規定
ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス」、是ハ現行法ノ
十九條但書ト全然同一デアリマス、第二項
ノ「商法第二百九十條第二項ノ規定」ト云
フモノハ、不當配當ノ返還ニ關スル規定デ
アリマシテハ之ヲ第一項ノ場合ニ準用スル
コトニシタノデアリマス、「第十七條會社ガ
資本減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議
ノ日ヨリ二週間内ニ決議ノ要旨及貸借對照
表ヲ公告スルコトヲ要ス、第二十八條、第
百十二條第二項第三項、第一百二十條及第一百
二十八條第三項ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ

之ヲ準用ス」是ハ現行法ノ「十條ト趣旨フ
同ジクスルノデゴザイマス、少シ字句ヲ變
ヘマシテ「其ノ決議ノ日ヨリ」ト改メマシタ
ノハ、現行法ニ於キマシテハ「之ニ關スル
定款變更ノ認可ノ日ヨリ」トナッテ居リマス、
ソレカラ「決議ノ要旨」トシマシタノハ、現
行法ニ於キマシテハ「減少スペキ金額、減
少ノ方法」ト云フヤウナコトニナッテ居リマ
スガ、是ハ全然同じ意味デゴザイマス、ソ
レカラ第二項ノ「第二千八條」ト云フノハ組
織變更ノ認可ノ規定デアリマスガ、「第百十
二條第二項第三項、第一百二十條及第一百二十一
八條第三項ノ規定」ト申シマスモノハ契約
ヲ移轉スル場合ノ異議ヲ問フ規定デアリマ
シテ、是等ノ規定ヲ資本減少ノ場合ニ準用
スルコトニシタ譯デアリマス、「第十八條會
社ガ資本減少又ハ合併ノ決議ヲ爲シタル場
合ニ於テ商法第一項但書ノ期間ハ一月迄之
ヲ下スコトヲ得資本減少又ハ合併ニ依ル株
式併合ノ場合ニ於テ商法第三百七十七條第
一項但書ノ期間ニ付亦同ジ」、是ハ資本減少
又ハ合併ノ決議ヲナシタル場合ニ其ノ手續
ヲ簡易化シタイト云フ趣旨デアリマシテ、
是ハ本改正案ノ要旨ニ付キマシテ御説明シ
タ時分ニ御説明申上ゲタト思ヒマスガ、商
法ノ第百條第一項但書ト申シマスノハ、異

趣旨デアリマス、商法第三百七十七條第一項但書ト申シマスノハ、株式ノ併合ニ付キマシテ株券ノ提出期間ガ三箇月ニナツルルノヲ一箇月ニ短縮スルト云フ趣旨デアリマス、是ハ現行法ニ例ガアリマシテ之ニ倣ツル譯デアリマス、「第十九條保険事業ヲ營ム株式會社ハ其ノ組織ヲ變更シテ之ヲ相互會社ト爲スコトヲ得、前項ノ相互會社ノ基金ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ總額十萬圓ヲ下り又ハ之ヲ設ケザルコトヲ得、第一項ノ場合ニ於テハ損失ノ填補ニ備フル爲主務大臣ノ必要ト認ムル額ノ準備金ヲ設クルコトヲ要ス」、是ハ組織變更ニ關スル新シシイ規定デアリマシテ、是ハ本議會ニ於キマシテモ二三回、斯ウ云フコトヲスル考ハナイカト云フノデ御質問ガゴザイマシテ、サウシテ商工省ハ將來研究ノ上適當ナル機會ニ改正シタイト思フト云フコトヲ、謂ハバ御約束申上ゲタ事項デゴザイマス、本回之ヲ改正ニナツタ譯デアリマシテ、第一項ノ趣旨シタ場合ニ於キマシテハ、基金等ノモノヲシ於キマシテモ、相當ノ團體ヲ構成致シマス、是ハ株式會社デ保險會社ヲヤッテ居ルモノ

ノ經營ニ支障ヲ來サナイヤウナモノガ想像
サレマスノデ、或ハ基金ノ總額ガ十萬圓ヲ
下リ又ハ全然基金ノナイ相互會社ヲ設立ス
ルコトガ出來ルト云フヤウニシタ趣旨デゴ
ザイマス、第一項ノ場合ニ、即チ株式會社
ヲ相互會社トシタ場合ニ、必要ニ依リマシ
テハ損失ノ填補ニ備フル爲ニ或ハ準備金ヲ
設クルコトガ必要デアルト云フ規定ヲ設ケ
タノデアリマス、此ノ準備金ト申シマスノ
ハ擔保資金ノ意味デアリマス、「第二十條組
織變更ハ株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要
ス、前項ノ決議ハ商法第三百四十三條ノ規
定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ」、
組織變更ト申シマスト、此ノ株式會社ガ相
互會社ニナルノデゴザイマスカラ、株主若
シクハ債權者ニ取リマスルト資本減少ノ極
端ノ場合トモ考ヘラレルノデアリマス、從ツ
テ株主ノ總意ヲ以テ此ノ組織變更ヲナサシ
メヨウト云フ趣旨デゴザイマス、從ツテ第二
項ニ於キマシテハ、此ノ總會ノ決議ハ特別
決議ニ依ラシメヨウト云フ趣旨デアリマス、
商法第三百四十三條ノ規定ト申シマスルノ
ハ、株主總會ノ特別決議ニ關スル規定デゴ
ザイマス

○山岡萬之助君 十八條ノ合併ノ期間ノ短
縮デアリマスガ、是ハ要項説明ノ時ニ一應

ノ經營ニ支障ヲ來サナイヤウナモノガ想像
サレマスノデ、或ハ基金ノ總額ガ十萬圓ヲ
下リ又ハ全然基金ノナイ相互會社ヲ設立ス
ルコトガ出來ルト云フヤウニシタ趣旨デゴ
ザイマス、第一項ノ場合ニ、即チ株式會社
ヲ相互會社トシタ場合ニ、必要ニ依リマシ
テハ損失ノ填補ニ備フル爲ニ或ハ準備金ヲ
設クルコトガ必要デアルト云フ規定ヲ設ケ
タノデアリマス、此ノ準備金ト申シマスノ
ハ擔保資金ノ意味デアリマス、「第二十條組
織變更ハ株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要
ス、前項ノ決議ハ商法第三百四十三條ノ規
定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ」、
組織變更ト申シマスト、此ノ株式會社ガ相
互會社ニナルノデゴザイマスカラ、株主若
シクハ債權者ニ取リマスルト資本減少ノ極
端ノ場合トモ考ヘラレルノデアリマス、從ツ
テ株主ノ總意ヲ以テ此ノ組織變更ヲナサシ
メヨウト云フ趣旨デゴザイマス、從ツテ第二
項ニ於キマシテハ、此ノ總會ノ決議ハ特別
決議ニ依ラシメヨウト云フ趣旨デアリマス、
商法第三百四十三條ノ規定ト申シマスルノ
ハ、株主總會ノ特別決議ニ關スル規定デゴ
ザイマス

○政府委員(牧檍雄君) 第十九條ノ第二項ト三
項ガチヨット分リ兼ネマスガ、ドウ云フ場合
ト云ツテ大シタ改正ニモナラナイ、寧ロ無用
ノ規定デヤナイカト思ハレルノデアリマス
ガ、之ヲ尙必要トシタ理由ハ何レニアルカ、
會社ノ資本カ若シクハサウ云ッタ事柄ハ、
保險會社ニ於テハ、保險金額ニ對スル被保
險者利益ノ關係ヨリモ、サウ重イコトデナ
イト云フ意味デアレバソレハ肯ヅケマスケ
レドモ、大シタ理由ガナイヤウニ思フ、又
大シタ便利モナイヤウニ思ヒマス、ドウ云
フコトデアリマセウカ

○政府委員(牧檍雄君) 第十九條ノ第二項
ハ組織變更ニ依ル相互會社ノ基金デアリマ
ス、此ノ場合ニハ特ニ新タニ基金ヲ募集シ、
又將來ソレヲ償却スル等ノ手數ヲ用ヒル必
要ハナイト云フ趣旨デアリマス、併シ會社
ガ其ノ事業ヲ圓滑ニ運ンデ行ク爲ニ付キマ
シテハ、株金、基金其ノ他或程度ノ擔保資
金ヲ必要トスルト云フ點ニ於キマシテハ、
一般ノ場合ト同ジデアリマスカラ、第三項
ニ於キマシテ相當ノ準備金ヲ設クルト云フ
コトヲ規定シタ譯デアリマス、ソレカラ株
式會社ハ組織變更ニ依リマシテ、商法ノ規
定ニ依ル法定準備金ノ積立ノ義務ヲ免レル
コトニナルノデアリマスカラ、通常從來ノ

御説明ニナリマシタガ、何ガ故ニサウ云フ
風ニナサル必要ガアルノデアリマスカ、一
般ニ會社ノ資本減少、合併ノ決議ト云フヤ
ウナコトハ相當ニ重大ナ事柄デアリ、他ノ
通常ノ會社デハ必要ナモノトシ額ハ決メ
テアル、ソレヲ斯ウ云フ公益的ナ會社デア
ルノニ特例ヲ開クト云フコトハ、別ニ必要
ガナカラウト思フガ、又一月ニ下シタカラ
ト云ツテ大シタ改正ニモナラナイ、寧ロ無用
ノ規定デヤナイカト思ハレルノデアリマス
ガ、之ヲ尙必要トシタ理由ハ何レニアルカ、
會社ノ資本カ若シクハサウ云ッタ事柄ハ、
保險會社ニ於テハ、保險金額ニ對スル被保
險者利益ノ關係ヨリモ、サウ重イコトデナ
イト云フ意味デアレバソレハ肯ヅケマスケ
レドモ、大シタ理由ガナイヤウニ思フ、又
大シタ便利モナイヤウニ思ヒマス、ドウ云
フコトデアリマセウカ

○馬齋伊藤文吉君 第十九條ノ第二項ト三
項ガチヨット分リ兼ネマスガ、ドウ云フ場合
ニ起ルノデセウカ、例示シテチヨット御説明
ヲ願ヒタイト思ヒマス、十九條ノ株式會社
ガ組織變更スル場合ノ、第一項第三項ノ點
デアリマス

○馬齋伊藤文吉君 第十九條ノ第二項
ハ、株式會社ガ十萬圓ノ資本金デアッタ、ソ
レヲ償却シテ五萬圓ニナツタ、サウ云フ場合
ノ五萬圓ガ基金ニ變ル、又全部資本金ガ償
却サレタヤウナ場合ハ此ノ基金ガナクトモ
宜イ、サウ云フヤウナ意味ノコトデアルノ
カドウモ能ク分ラナイノデス、第二項ハド
ウ云フヤウナ場合ニ當ルノデアリマセウカ
○政府委員(牧檍雄君) 株式會社タル保險
会社ガ相當規模ガ大キクナリマスト、諸積
立金、準備金等ノモノガ相當蓄積サレマス
カラ、基金ト云フモノヲ持タナクテハ相互
會社ニ變更ヲスルコトハ出來ナイトスル必
要ガナカラウト云フ趣旨デゴザイマス
ヨット伺ヒタイト思ヒマス、今政府委員ガ例
ニ御舉ゲニナリマシタガ、非常ニ良イ會社
ガ相互會社ニ變ルト云フ場合ノ例デアリマ
スガ、此ノ場合株式會社ガ相互會社ニナル

ト、大變ソコニ財産ガ残ルト云フコトニナッテ、其ノ殘タ財産ハ株主ガ分ケテ、サウシテ責任準備金ニ當ル資産ダケヲ残シテ、ソレデ相互會社ヲ作ル、而シテ所謂法定準備金等ノ若干ノ準備金ヲ残シテ、ソレヲ第三項ノ準備金ニ引當テル、結局良クナッタ株式會社ガ、株主ノ利益ノ爲ニ相互會社ニ變ル、斯ウ云フ場合ヲ想像スルノデアリマスカ、ソコヲ伺ッテ見タイノデアリマス。

○政府委員(牧檍雄君) 實際ノ場合トシテ、株式會社トシテ非常ニ業績ガ宜シイト云フヤウナモノガ、擔保資金デアル資本或ハ事業資金デアル資本ト云フヤウナモノガ要ラナイ、非常ニ經營ノ基礎ガ堅實デアルト云フヤウナ場合ニ、事業資金トシテモ擔保資金トシテモ、株式ト云フモノハ不要ニナッテト云フヤウナ場合ガ想像サレルカト思ヒマス

○男爵矢吹省三君 サウ云フ場合ハ、結局又其ノ他株式會社デ經營シテ居ッタノデアリマスケレドモ、ソレヲ相互會社デ經營スル方ガ更ニ堅實ナル發達ヲスルデアラウト云フヤウナ爲ニ、斯ウ云フ組織變更ヲスル場合モアルノデハナイカト思フノデ、非常ニ宜ク行ッテ居ル株式會社ノ場合トシテ見ルベキ

○政府委員(牧檍雄君) 惡イ業績ヲ舉ゲテ、居ナイ會社ガ相互會社ニ變ルヤウナ場合ハ、實際問題トシテハ少カラウカト考ヘマス、更サレル時ハ、其ノ殘タ財產ハ株主ニ分配サレルト云フコトニナルノデハナイカト思ヒマスガ、サウ云フコトヲ想像シテ宜シイデセウカ

○男爵矢吹省三君 サウ云フ場合ニハ、如何ナル決議ヲスル御尋ノヤウナ場合モアラウカト考ヘマス、但シ株主ガ株主ノ利益ヲ圖ル爲ニ非常ニ不當ナル決議ヲスルト云フヤウナ場合ニハ、主教官廳デ此ノ決議ノ認可ヲシナイト云フヤウニ考ヘテ居リマス

○男爵矢吹省三君 此ノ規定ハ、今政府委員ガ御引用ニナリマシタヤウナ場合モ含ミ、又其ノ他株式會社デ經營シテ居ッタノデアリマスケレドモ、ソレヲ相互會社デ經營スル方ガ更ニ堅實ナル發達ヲスルデアラウト云フヤウナ爲ニ、斯ウ云フ組織變更ヲスル場合モアルノデハナイカト思フノデ、非常ニ契約者ノ勘定ニ屬スベキ責任準備金ニ對應スル資產以外ニ、株主勘定トシテ見ルベキ資產ガ隨分多額ニ上ッテ居ルト思フノデアリマシテ、ソレ等ノ會社ガ現狀ノ儘株式會社デ經營シテ行クタルバ、株主ニ對スル配當ハ相當高率ナ配當ガアルノデアリマスケレドモ、ソレ以外ニ株主トシテノ利益ハ餘リナインデ、從ツテ此ノ十九條ノ規定ガ出來マスト、此ノ規定ノ適用ニ依リマシテ、スクリ如キ株式會社ハ組織ヲ變更シテ相互會社ニシテ、其ノ株主勘定ニ屬スベキ資產ヲ相當株主ニ分配スルト云フコトガ、非常ニ株主トシテハ利益デアルト云フコトヲ知ッテ、此ノ適用ニ依ツテ續々ト相互會社ニ移ルヤウナモノガ出来ルノデヤナイカト思ヒマス

○政府委員(牧檍雄君) 惡イ業績ヲ舉ゲテ、居ナイ會社ガ相互會社ニ變ルヤウナ場合ハ、實際問題トシテハ少カラウカト考ヘマス、主トシテ業績ノ良い會社ガ株金即チ事業資金トシテモ擔保資金トシテモ、株金ト云フスカラ、斯カル株式會社ガ組織ヲ變更シテ

○男爵矢吹省三君 左様ナモノハ認可シナイト仰シャイマスケレドモ、十九條ノ第二項ニ依リマスト、其ノ新タニ出來ル相互會社ノ基金ハ、十萬圓ヲ下リ又ハ之ヲ設ケザルコトヲ得ルト云フ規定ガアリマスノデ

相互會社ニスル場合ニ、只契約者ノ勘定ニ
屬スベキ資産ダケヲ残シテソレヲ以テ相互
會社ヲ作ル、デ株主勘定ニ屬スベキモノハ
全部相互會社ニ移サズニ自分達ガ分配スル
ト云フコトガアツテモ、此ノ第一項カラ見テ
差支ナイノデヤナイカト思フメアリマス
ガ、其ノ場合ニ主務大臣ガ認可シナイトス
ルナラバ、其ノ根據ハ何處ニアルノデスカ

○政府委員(牧檍雄君) 理窟カラ申シマス
ルト、株主勘定ニ屬スベキ財產ヲ、株式總
會ノ決議ニ依ツテ分ケル、サウ云フヤリ方ニ
依ツテ組織ヲ變更スルコトハ差支ナイトイ
ヒマスガ、ソレガ著シク不當デアルト云フ
ヤウナ場合デアラウト思フノデアリマス
ガ、サウ云フ場合ニハ決議ヲ認可シナイコ
トガ出來ルト考ヘマス、普通ニ計算ヲ致シ
株主勘定ニ屬スベキ財產ヲ分ケルノデアレ
バ是ハ差支ナイカト思ヒマス、非常ニ不當
ナ場合ニ於キマシテハ之ヲ認可シナイト云
フコトガ出來ルト思ヒマス

○男爵矢吹省三君 其ノ惧レテ居リマス不
當ト云フコトハドウ云フコトヲ御指シニナ
ルカ存ジマセヌガ、相當業績ノ良イ株式會
社ガ、組織ヲ變更シテ相互會社ニナラウト

云フ場合ハ、不當ト言ハレル程度デナク、
當然デアツテ、而モ相當ナ財產ガ株主ニ分配
サレル場合ガアリ得ルト思ヒマスカラ、其
ノ不當ト云フ意味ハ、若モ株主ガ多額ノ分
配ヲ受ケルカライカヌト云フ不當デアルナ
ラバ、其ノ考ヘ方モ間違ツテ居ルノデハナイ
カト思ヒマスガ、ソレヲ伺ヒタイト思ヒマ
ス

○政府委員(牧檍雄君) 現行法ニ於キマス
ル契約移轉ノ場合ニ於ケル認可モ同ジデア
リマスガ、可ナリ行政上ノ裁量ヲ用ヒル餘
地ガ殘サレテ居リマス、今回改正致シマス

第二十八條ニ於キマシテモ同様ナ趣旨デア
リマシテ、非常ニ不當デアル、サウ云フ傾
向ヲ生ズルコトニ依ツテ保険事業ノ發達ニ
支障ヲ來スト云フヤウナ場合ガ想像サレ
バ、之ヲ認可シナイト云フコトモ出來ルト
思ヒマス

○男爵伊藤文吉君 私モ只今ノコトニ關聯
コトデ、其ノ間ニ乘ジテ株主勘定ニ屬スベ
キモノハ分配スルノ餘地ノナイヤウナコト
ガ御趣意ニ合スルノデハナイカト思ヒマス
ガ……

○政府委員(牧檍雄君) ソレモ少し如何カ
ト考ヘマスガ、株式勘定ニ屬スル計算上當
然ナ財產デアレバ、之ヲ分配シテ組織變更
スルコトノ方ガ適當デナイカト思ヒマス、
尙附加ヘテ申上ゲマスガ、此ノ組織變更ハ
株式ニ對スル關係ト、ソレカラ契約者ニ對
スル關係ガゴザイマス、ト申シマスノハ、
契約者ハ組織變更ノ結果相互會社ノ社員ト
ナリマスカラ、法律關係ニ於テ非常ニ重要
ナル變更ガアル譯デアリマス、從ツテ全契約
者ノ總會ニ於テモ決議ヲ經ルト云フコトニ依ツテ
組織變更ガ出來ルト云フコトニナリマス、
ナリ過ギマスガ、業者ノ中ニ幾分希望ガア
シタト云フヤウナ點デ入レタノデゴザイマ
スガ、併シ今仰セノヤウナ場合ハ實際上ア
リ得ルカト思ヒマス、サウ云フ場合ニハ變

残ル、ソレヲ分配スルト云フコトハ想像シ
得ルノデアリマシテ、サウ云フ場合ハ差支
ナイト思フノデアリマス、併シナガラ政府
委員ノ御考カラ見ルト云フト、サウ云フヤ
ウナコトハ餘リサシタクナイヤウナ思召デ
アリマスカラ、サウ云フ思召ニ副フガ爲ニ、
株式會社ガ相互會社ニナル場合ニハ、其ノ
儘ノ財產ヲ以テ相互會社ニナルノダト云フ
コトデ、其ノ間ニ乘ジテ株主勘定ニ屬スベ
キモノハ分配スルノ餘地ノナイヤウナコト
ガ御趣意ニ合スルノデハナイカト思ヒマス
ガ……

○男爵伊藤文吉君 私モ只今ノコトニ關聯
シテチヨット伺ヒタイト思ヒマスガ、ドウモ
私ハ此ノ株式會社ガ組織變更ヲシテ相互會
社ニナル場合ハ、矢張リ株主ノ利益ニナル
爲ニヤル場合ガ多イト想像サレルノデハナ
イカト思ヒマス、ソレデドウ云フ場合ニ株
式會社ガ組織變更ヲスルカ、サウ云フ場合
ヲ一つ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(牧檍雄君) 仰セノヤウナ場合
ガ多カラウト思ヒマスガ、是ハ外國デモ立
法例ガアルノデアリマスガ、實際上ハ餘リ
變リハナイヤウデアリマス、主トシテマア
ナリ過ギマスガ、業者ノ中ニ幾分希望ガア
シタト云フヤウナ點デ入レタノデゴザイマ
スガ、併シ今仰セノヤウナ場合ハ實際上ア
リ得ルカト思ヒマス、サウ云フ場合ニハ變

結果ト致シマシテハ空會ナ結果ガ現レルノ
サレル場合ガアリ得ルト思ヒマス、從ツテ其ノ株主ガ
ノ不當ト云フ意味ハ、若モ株主ガ多額ノ分
配ヲ受ケルカライカヌト云フ不當デアルナ
ラバ、其ノ考ヘ方モ間違ツテ居ルノデハナイ
カト思ヒマスガ、ソレヲ伺ヒタイト思ヒマ
ス

○男爵矢吹省三君 私ハドウモ此ノ第二項
ヲ見マスト、詰リ其ノ基金ニ當ルモノガ十
萬圓ヲ下ツテモ宜シイ、或ハ之ヲ設ケナクテ
モ宜シトイ云フコトガアリマス以上ハ、相
當株式會社ノ組織ヲ變更スル場合ニ、相互
會社ニナツテ基金ヲ餘リ設ケズ、サウシテ契
約者ノ勘定ニ屬スベキ財產ヲ相當取シテ、尙
利害關係ノ最モ深イ全契約者ノ總意ヲ以テ
ゴザイマス

○伊藤文吉君 サウスルト今矢吹男爵
ガ言ハレルヤウニ、株式勘定ニ屬スルモノ
ハ之ヲ株主ニ分ケテモ一向不當デアルトハ
思ハレナイヤウニ思ヒマスガ、其ノ點ヲモ
ウ一應同ヒタイト思ヒマス

○政府委員(牧檍雄君) 其ノ高ニ依リマシ
テ不當ナ場合ガアラウト考ヘラレルノデア
リマスガ、實際問題トシテハ、株主總會ト
契約者總會ト云フ二重ノ總會ノ決議ヲ經テ
ヤル、詰リ株主モ總意ヲ以テ定メ、契約者
モ總意ヲ以テ定メタト云フコトデアリマス
レバ、多クノ場合ハ妥當ナル結果ガ出ルダ
ラウト思ヒマス、ソレカラ第二十一條ニ參リ
マスガ、「第二十一條、會社ガ組織變更ノ決
議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ一週
間内ニ決議ノ要旨及貸借對照表ヲ公告シ且
株主名簿ニ記載アル質權者ニハ各別ニ之ヲ
通知スルコトヲ要ス、第百十二條第二項及
第三項竝ニ商法第九十九條及第一百條ノ規
ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス、但シ商法第百
條第一項但書中二月トアルハ之ヲ一月ト
ス」是ハ組織變更ノ場合ノ手續規定ガズ
ト此ノ中ニ並シテ居リマスガ其ノ規定デ
アリマシテ、公告ト異議ノ催告ニ關スル規
定デアリマス、會社ガ組織變更ノ決議ヲ爲
シタルトキハ、其ノ決議ノ日カラ二週間内

ニ決議ノ要旨及貸借對照表ヲ公告スル、ソ
レカラ株主名簿ニ記載アル質權者ニ各別ニ
之ヲ通知スルコトガ必要デアリマス、ソレ
デ是ハ一般債權者ノ場合ト同様ナ扱ヲ定メ
タ規定デアリマス、ソレカラ第百十二條第
二項及第三項ト云フノハ異議ヲ問フ規定デ
アリマス、ソレカラ商法第九十九條及第一百
條ノ規定ハ一般債權者ニ對スル異議ヲ問フ
規定デ、是等ハ前項ノ場合ニ準用スルコト
ヲ規定シタノデアリマス、「第二十二條、會
社ガ前條第一項ノ公告ヲ爲シタル日以後保
險契約ヲ爲サントスルトキハ保險契約者タ
ラントスル者ニ組織變更ノ手續中ノ旨ヲ通
知シ其ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス、前項ノ
承諾ヲ爲シタル保險契約者ハ組織變更ノ手
續ノ關係ニ於テハ之ヲ保險契約者ニ非ザル
者ト看做ス」會社ガ前條ノ公告ヲ爲シタル
日以後ニ保險契約ヲ爲サントスル時ニハ、
保險契約者タラムトスル者ニ、組織變更ノ
手續ヲシテ居ルト云フ旨ヲ通知シマシテ、
其ノ承諾ヲ受ケネバナラヌト云フ規定デア
リマス、其ノ承諾ヲ爲シタル保險契約者ハ、
組織變更ノ手續ノ關係ニ付テハ、之ヲ保險
契約者デナイモノト看做ス、即チ契約者總
會、先程申シ上ゲマシタ契約者總會等ノ實績
トカ或ハ異議ノ申立等ニ於キマシテハ、何

等ノ法律關係ヲ生ジナイト云フ規定デアリ、
戴キマシテ御説明ヲ申上ゲタイト思ヒマス、
第二十三條ハ保險契約者總會ノ招集ニ關ス
マス

○委員長(柏齋輝山愛輔君) 此ノ程度デ午
前ハ休憩致シマシテ、午後ハ御同意ガアレ
バ一時半カラ又開會致シマス、御差支アリ
マセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○委員長(柏齋輝山愛輔君) ソレデヤ此ノ
程度デ休憩

午後零時二分休憩

午後二時五分開會

○委員長(柏齋輝山愛輔君) ソレデハ是カ
組織ヲ變更スル場合ニ株主ニ對スル關係ニ
思ヒマス、是ハ先程モ申上ゲマシタ通リニ
ラ引續イテ會議ヲ續ケルコトニ致シマス、
ソレデハ政府委員ニ引續キ箇條々々ニ付テ
說明ヲ御願ヒシテ置キマシタガ、ナカカ
是ハ百七十條モアル法案デアリマシテ、其
ノ中最初ノ三十三箇條バカリハ大分説明ヲ
要スル必要モアルヤウニ思ハレマスガ、ア
トノ方ハ大體現行法ト大シタ差ハナイノデ
ゴザイマスカラ、是カラ先ハ政府委員ノ御
託云フ關係ニ於キマシテ契約者總會ト云フヤ
ルト云フ關係ニ於キマシテ契約者總會ト云
フモノノ議決ヲ經ルコトヲ要スルトシタ次
第デアリマス、併シナガラ今申上ゲマス通
リニ契約者ト云フモノハ非常ニ多數ゴザイ
マスカラ、便宜保險契約者總會ト云フヤ
イテ居リマス、二十三條、二十四條、サウ
ウナモノヲ設クルコトガ出來ルコトニシタ
譯デアリマス、是ハ第二十四條ニ規定ヲ置
ス」是ハ組織變更ノ場合ノ手續規定ガズ
ト此ノ中ニ並シテ居リマスガ其ノ規定デ
アリマシテ、公告ト異議ノ催告ニ關スル規
定デアリマス、會社ガ組織變更ノ決議ヲ爲
シタルトキハ、其ノ決議ノ日カラ二週間内

○政府委員(牧檍雄君) 朗讀ハ省略サシテ
願ヒマス

保険契約者ノ半數以上ガ出席シマシテ、其
ノ決議ノ方法ヲ書イタノデゴザイマシテ、
テゴザイマス、二十五條ニ於キマシテハ此
ト思ヒマスカラ、ドウカ左様御承知置キヲ
云フコトト、手續ニ關スルコトガ若干書イ
テ居リマス、二十三條、二十四條、サウ
ウナモノヲ設クルコトガ出來ルコトニシタ
譯デアリマス、是ハ第二十四條ニ規定ヲ置
ス」是ハ組織變更ノ場合ノ手續規定ガズ
ト此ノ中ニ並シテ居リマスガ其ノ規定デ
アリマシテ、公告ト異議ノ催告ニ關スル規
定デアリマス、會社ガ組織變更ノ決議ヲ爲
シタルトキハ、其ノ決議ノ日カラ二週間内

ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ議決ヲスル、
二項ニ於キマシテハ、創立總會検査役ノ選
任ノ規定ヲ保険契約者總會ニ準用スルト云
フ規定デアリマス、二十六條ハ組織變更ニ
關スル事項ヲ取締役ガ保険契約者總會ニ報
告スルコトヲ要スト云フ規定デアリマシテ、
商法ノ百八十二條ニ準ジテ規定ヲシタモノノ
デゴザイマス、二十七條ハ保険契約者總會
ニ於ケル手續法ヲ規定シタノデアリマス、
即チ組織變更ノ方法等ニ付キマシテハ、既
ニ第二十條ニ於キマシテ株主總會ガ之ヲ決
議シテ居ル譯デアリマス、併シナガラ株主ハ
其ノ持ツテ居リマス株式ノ代價トシテ受ク
ベキ對價、先程モ御話ニナリマシタ對價、
其ノ他謂ハバ組織變更ノ消極的方面ニ重點
ヲ置イテ其ノ決議ヲシテ居ルモノト考ヘラ
レマスカラ、組織變更ニ依ツテ新タニ出來マ
スル相互會社ノ組織ト其ノ他組織變更ノ積
極的方面トモ謂フベキ點ニ付キマシテハ、
今回組織變更ニ依ツテ社員タルベキ保險契
約者ノ總會ニ依ツテ之ヲ再檢討スル、又不備
ノ點ガアレバ補正セシムルト云フコトヲ適
當ト考ヘタ譯デアリマス、併シナガラ會社
ノ一般債權者ニ付キマシテハ、既ニ異議、
催告ノ手續ヲ終了シテ居ルノデアリマスカ
ラ、改メテ之ヲスルト云フヤウナ煩瑣ナ關

ノ債權者ノ利益ヲ害スルコトヲ得ナイト云
契約者總會ニ於キマシテ、株主ニ損害ヲ及
スヤウナ場合、契約者總會デ……一度決メ
タ株主總會ノ議決ヲ變ヘマシテ、サウシテ
株主ニ損害ヲ及スヤウナ場合ニハ、株主總
會ノ改メテ特別決議ニ依ル同意ヲ要スルモ
ノトシタ譯デアリマス、ソレガ第三項デゴ
ザイマス、ソレカラ尙其ノ末項ハ創立總會
ノ場合ニ準ジマシテ、招集ノ通知ニ記載ナ
キ事項ニ付テモ決議ヲ爲シ得ルト云フ趣旨
ヲ明カニシタノデアリマス、二十三條ハ、
先程モ問題ニナリマシタ組織變更ニ對スル
主務大臣ノ認可ノ關係ヲ現ハシテ居リマス、
ソレカラ二十九條ハ、組織變更ノアリマシ
タ場合ニ登記ヲスル規定デアリマシテ、御
承知ノ商法ノ組織變更ノ場合ニ倣ヒマシテ、
登記スベキ事項ヲ入レタ譯デゴザイマス、
第三十條ハ、株式會社ノ保險契約者ハ組織
變更ニ依ツテ其ノ相互會社ニ入社スト云
フ規定デアリマシテ、組織變更ニ依ル保險
契約者ノ新タニ生ジマシタ所ノ相互會社ニ
對スル法律關係ヲ明カニシタ規定デアリマ
シテ、是ハ當然ノ規定デアラウカト考ヘマ
ス、ソレカラ三十一條ハ公告ノ規定、ソレ

カラ株式登録質權ノ效力、資本減少ノ方法、減資ノ無効ノ訴ト云フヤウナ規定ハ、組織變更ノ場合ニ準用スルト云フ規定デアリマス、其ノ三十一條デ、第百十二條ト云フモノガ今申上ゲマシタヤウニ、公告ニ關スル規定デアリマシテ、大體ニ於キマシテ、其ノ他ハ資本減少ノ場合ニ準ジタ規定デアリマス、之ヲ組織變更ノ場合ニ準用スルト云フ譯デアリマス、但シ組織變更、無效ノ登記ニ付キマシテハ、合併無効ノ登記ニ準ジテ居ルコトニナツテ居リマス、大體是デ組織變更ノ手續等ノ御説明ヲシタ譯デアリマス、御質問ニ依リマシテ御答へ致シタイト思ヒマス

○男爵伊藤文吉君 第二十四條ノ保険契約者總會ニ關スル定トアリマスガ、サッキ契約者總代會トカ云フ御詰デゴザイマシタガ、ソレハ大體ドウ云フヤウナ方法ニ依ッテ組織セラレル譯デアリマスカ

○政府委員(牧橋雄君) 保険契約者總代會ト申シマスノハ現在ノ相互會社ノ社員總代會ニ準ジテ同ジヤウナモノヲ考ヘテ居リマス

○男爵伊藤文吉君 私存ジマセヌ、現在ノ相互會社ニ於ケル總代會ト云フノハドウ云フヤウナ組織ニナツテ居リマスカ

○政府委員(牧檍雄君) 種類ハ少シアルヤ
ウデアリマスガ、地域別ニ一萬人ニ付テ一
人ノ總代ヲ出ストカ云フヤウナ方法デヤッテ
居ルヤウデアリマス

○男爵伊藤文吉君 ソレハ一萬人ノ相互社
員ノ選舉ト云フコトニナツテ居リマスガ、ソ
レハドウ云フヤウナ選出方法デアリマスカ
○政府委員(牧檍雄君) 現在相互會社デ
ヤツテ居リマスノハ、委任狀ヲ集メマシテノ
其ノ多數決ニ依ルト云フヤウナ方法ヲ執ツ
テ居リマス

○男爵伊藤文吉君 モウ一つ第二十七條ノ
第三項デゴザイマスガ、「前項ノ變更ガ株主
ニ損害ヲ及ボスベキトキヘ株主總會ノ同意
アルコトヲ要ス」トアリマスガ、決議ノ變
更ガ株主ニ損害ヲ及ス時ト云フノハドウ云
フ場合デゴザイマスカ、一二ノ例ヲ……

○政府委員(牧檍雄君) 一應株主總會デ議
決致シマシタ株主ニ對スル對價等ニ付キマ
シテ、保險契約者大會ニ於キマシテ其ノ對
價ニ對シマシテ之ヲ減額スル等ノ損害ヲ及
スヤウナ場合ニハ特別決議ヲ以テスル株主
總會ノ同意ヲ要スルト云フヤウナ趣旨デア
リマス

○男爵伊藤文吉君 若シ株主總會ノ同意ヲ
得ラレナイ時ハ裁定ト云フモノハドウ云フ

Digitized by srujanika@gmail.com

方法デヤラレルノデスマスカ

○政府委員(牧檍雄君) 組織變更ガ出來ナ
イ結果ニナリマス

○山岡萬之助君 此ノ株式會社ガ相互會社ニハ
ニ變リマスニ付キマシテハ、株式會社ニハ

保険契約者ハ株主及保険契約者ガスル譯デ
アリマス、ソコデ組織變更ニ付キマシテハ
二十條デ、株主總會ノ決議ガ要ル、是ガ土

臺ニナリマシテ、相互會社ニ移リ變ルノデ
アリマス、ソコデ此ノ保険契約者ト云フモ
ノハ其ノ場合ニハ少シモ關係シテ居ズモ

ノデアルト思ヒマス、ソレデ二十四條デ組
織變更ノ決議ト云フノハ保険契約者ハ少シ

モソコヘ入ッテ居ラヌ、ダカラ全體ノ保險
契約者ノ總會ニ於テ代行機關ヲ作ルト云フ

コトナラバ分ルデスケレドモ、株主總會ニ
於テサウ云フ規則ヲ作ルト云フコトハ總保

險契約者ノ意思ヲ代行スル所ノモノニハナ
シテ總代會ガ出來テ行ツタトスルト、餘り適

當ナモノデナイト思ヒマス、ソレハドウ御
考ニナリマスカ

○政府委員(牧檍雄君) 御尤ト存ジマスガ
株主總會ノ決議シタル場合ニハ、二十一條
ニ依リマシテ公告ヲスルト云フコトニナッテ
居リマス、此ノ公告ヲスル趣旨ハ多數ノ保

險契約者ニ對シマシテ同意ヲ求メル趣旨デ
アリマス、尙御說ノヤウナ不都合ナ場合ガ
或ハアルカモ知レマセヌガ、サウ云フ場合

等ヲ慮リマシテ、此ノ組織變更ノ效力ノ發
生ヲ認可ニ掛ラシテ居ル譯デアリマス

○山岡萬之助君 保険契約者ノ數ハ會社ノ
大キイ場合ニハ非常ナ數デアリマセウシ、小
サクテモ可ナリ大キイ數ニナッテ居リマスカ
ラ、從ッテ總代會ト云フモノヲ設ケル必要ガ

私ハアルト思フ、ソレヲ設ケルニ付キマシ
テハ、モウ少シ契約者ノ全體ニ徹底スルヤ
ウニスル必要ガアルト思フノデアリマス、

株主總會ト云フモノハ關係ナク、寧ロ利害
ノ反對ノ會デアル、保険契約者ト對立シテ
居ル所ノ株主總會デサウ云フ決議ヲ一體、

出來ナイ本質ノモノデハナイカト言ヘル位
デアラウト思フ、利害ガ反スルノデアリマ
スカラ、デスカラ保険契約者ガ今度ハ新タ

ニ相互會社ノ社員ニナル、其ノ方面ノ土臺
ガ確定セズシテ別ノ機關ノ方カラ決メテソ

レヲ公告スル、ソレニ對シテ異議ガナケレ
バ宜イト云フコトデハ、ドウモ向キガ少シ

遠フト思フノデアリマスガ、併シ既ニサウ
云フ風ニ規定ガ進メラレテ居ル以上ハ、公

告ノ手續トカ云フコトニ付テ何カ徹底スル
ヤウニシナケレバナラヌト思フノデアリマ

ス、此ノ規定ノ出來榮エハ必ズシモ適當ノ
モノデハナイ、即チ利害ノ相反スル人ノ機
会ヲ構成スル方法ヲ決議スルト云フノハ餘

程向キ違ヒデヤナイカト思ヒマスガ、ドン
ナモノデアリマスカ

○政府委員(牧檍雄君) 保険契約者ト株主
トハ或ハ利害ノ相反スル場合モアリマセウ
シ、其ノ株主ガ其處ニ利害ノ相反スルコト
アルベキ保険契約者總代會ノ定ラナスコト

ガ出來ルト云フノハ、一見矛盾ノヤウデア
リマスガ、其ノ構成ニ付キマシテハ、多數
ノ契約者ニ知ラシムル方法ヲ執ルト云フコ

トト、ソレカラ若シ之ニ對シテ異議ガアル
ト云フヤウナ場合ニ救濟方法ト致シマシテ、
第二十三條ニ其ノ趣旨ヲ以チマシテ、規定
ヲ置イテ居ル譯デアリマス

○山岡萬之助君 ドウゾサウ云フ點ハ利害
ノ相反シタ形カラ出發シテ居ルノデアリマ
スカラ、十分ニ保險契約者ニ徹底スルヤウ
ニ實際上御取扱ヲ希望致シマス、相互會社
ノ點ニ付テハ、保險契約者ガサウ云フコト
ニ關シテ意思ノ表示ガ大體行クヤウニ出來

テ居ルノデアリマスカラ、此ノ點ニ付テハ
ドウゾ出資ニ當ッテハ能ク徹底スルヤウニ、
施行規定ナリ其ノ他御考ヲ煩ハシタイト思

ト思ヒマスガ、ソレデ是カラ先ハ政府委員
ノ御考ニ依ッテ、適宜ニ何箇條カヅ、纏メテ

○委員長(伯爵樺山愛輔君) ソレデハ先ヘ
モノデハナイ、即チ利害ノ相反スル人ノ機
会ヲ構成スル方法ヲ決議スルト云フノハ餘

程向キ違ヒデヤナイカト思ヒマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

ガ幾分ハッキリシテ居リマセヌ點ガアルト
思ヒマスガ、今回ノ改正ニ當リマシテハ、
保険契約者ノ優先權ニ關スル規定ヲ設ケタ
ノデアリマス、第三十三條ハ保険契約者ノ
マシテ先取特權ヲ有スルコトニシマシタ、
先取特權ニ關スル規定ヲ設ケタ譯デアリマ
ス、即チ被保險者ノ爲ニ積立ッタ金額ニ付キ
マシテ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一
條ハ一括シテ御説明申上ゲマス、現行法ニ
於キマシテハ保険契約者ノ方ニ關スル規定

スガ、出來ルダケ此ノ保険金額ノ削減ト云
フヤウナコトノナイヤウニシタイト思フノ
デアリマス、破産等ニ至ルヤウナ場合ニ於
キマシテハ是等ノ規定ヲ置イテ置キマシテ、
寧ロ斯ウ云フ處置ヲ執ラシムルコトノ方ガ
保險團體ヲ構成シテ居リマスル趣旨カラ致
シマシテ適當グラウト云フヤウニ考ヘタ趣
旨デアリマス。

○委員長(伯爵樺山愛輔君) 他ニ御質問ガ
ナケレバ續イテ政府委員ヨリ御説明ヲ願ヒ
マス

○政府委員(牧檣雄君) 第三節會社ノ機關
ニ關スル規定デゴザイマス、五十一條ハ社
員總會ニ關スル規定デゴザイマシテ、現行
法ノ四十二條ト全然同一デゴザイマス、字
句ヲ少々變ヘタニ過ギマセヌ、第五十二條
ハ議決權ニ關スル規定デゴザイマシテ、現
行法ノ四十三條ト字句ノ點迄同一デゴザ
マス、第五十三條ハ少數社員權ニ關スル規
定デゴザイマシテ、現行法ノ四十四條ト同
ジデゴザイマス、第二項モ同ジ趣旨デゴザ
イマス、第五十四條ハ是ハ詳シク申上ゲマ
ス、第五十五條ハ取締役ノ競業會社ノ重役トナル
五十五條ハ取締役ノ競業會社ノ重役トナル

コトノ制限ノ規定デゴザイマシテ、現行法
ノ四十八條ト同ジデゴザイマス、第五十六
條ハ現行法ノ五十條ト同ジ規定デゴザイマ
ス、第五十七條ハ現行法ノ五十一條ト同ジ
デアリマス、五十八條モ現行法ノ五十一條
ト同ジデアリマシテ、現行法ノ五十一條ヲ
分ケテ書イタニ過ギマセヌ、是ハ新商法ガ
斯ウ云フ風ナ書キ方ニ致シマシタ關係ヲ考
ヘマシテ、斯ウ云フ風ニ分ケテ書イタノデ
アリマス、第五十九條ハ現行法ノ五十二條
ト全然同じデゴザイマス、第六十條ハ現行
法ノ五十三條ト意義ヲ同ジクスルノデゴザ
イマシテ、株式ノ取締役ニ關スル規定ヲ相
互會社ニ準用スル規定デゴザイマス、第六
十一條ハ監査役ニ對スル訴ノ規定デアリマ
シテ、現行法ノ五十四條ト全然同じデゴザ
イマス、ソレカラ六十二條ハ株式ノ監査役
ニ關スル規定ヲ相互會社ニ準用スル爲ノ規
定デゴザイマス

○子爵會我祐邦君 五十五條ニ「監査役ト爲
ルコトヲ得ズ」ト云フノガアリマシテ、前ノ
保險會社ノ時ニモゴザイマシテ、是ハ主務
大臣ガ適當ト認メル時ニハ取締役ハ他ノ會
社ノ取締役ニチシテ行カウガ何モ差支ナイ
ト云フ御説明ガアッタガ、此ノ場合ニハ絶對
ニナルコトガ出來ナイト云フコトヲ極メタ

キリノモノデアッテ、外ニ兼ネルコトヲ得ル
ト云フコトガ相互會社ニハナインデゴザイ
マスカ

○政府委員(牧檣雄君) 新商法ノ二百六十
四條ニ「取締役ハ株主總會ノ認許アルニ非
ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ會社ノ營業ノ
部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ
目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員若ハ取
締役ト爲ルコトヲ得ズ」ト云フ規定ガゴザ
イマシテ、是ト合セタ譯デアリマス

○子爵會我祐邦君 サウスルト、是ハ商法
ノ何デ茲ニ誤解ハナク、ハッキリシテ居ル譯
デスネ

○政府委員(牧檣雄君) 今御答へ漏レ致シ
マシタガ、社員總會ノ認許ガアレバナリ得
ルコトニナッテ居リマス

○子爵會我祐邦君 ソレデ分リマシタ

○委員長(伯爵樺山愛輔君) 御質問ガナイ
ヤウデアリマスカラ、續イテ次ヘ行キマス
○政府委員(牧檣雄君) 第四節ハ會計ノ計
算デゴザイマシテ、第六十三條ハ法定準備
金ニ關スル規定デゴザイマス、是ハ現行法
ノ五十七條ト全然同じ規定デゴザイマス、
第二項ハ矢張り現行ノ五十七條ト解釋上同
ジ意味ヲ新タニ此處ニ書イタノデアリマス、
レル所ガアラウト思ヒマスシ、又現在ハ果
シテドノ程度デアル、將來ドウ云フ風ニシ

ハ「定款ノ變更ヲ爲スニハ社員總會ノ決議アルコトヲ要ス」ト云フ規定デアリマシテ、現行法ノ六十三條ト同ジデゴザイマス、第二項ハ特別決議等ノ規定ヲ準用スルト云フ趣旨デアリマス、第六節ハ社員ノ退社ニ關スル規定ヲ書イテゴザイマシテ、第六十九條ハ社員ノ退社ノ事由ニ付テ規定シタノデアリマス、現行法ノ六十六條ト殆ド同ジデアリマス、第七十條ハ現行法ノ六十七條ト全然同ジデゴザイマス、第一項ハ現行法ノ七十條ト趣旨ヲ殆ド同ジクシテ居リマス、アリマス、第七十條ハ現行法ノ六十八條トマルキリ法ノ六十條ト全然同ジデゴザイマス、第七十一條ハ現行法ノ六十九條ト同ジデアリマス、第一項ノ「三月内」トアルノガ現行法デハ「六ヶ月」ト云フコトニナッテ、居リマス、斯ウ云フ時效ニ關スル期間トシテ長過ギルヤウニ思ハレマスノデ三箇月ニ短縮シタ譯デアリマス、第七節ハ解散ニ關スル規定ヲ書イタモノデアリマシテ、第七十二條ハ現行法ノ四十二條ノ二ノ前段ト同じデアリマス、第二項ハ八十八條ノ三ノ一合ノ規定、報告ノ規定、登記ノ付屬書類ノ規定等ヲ準用シテ居ル譯デアリマス、第十三條ハ現行法第七十五條ノ後段ヲ採ッタノデアリマシテ、新商法ノ様式ノ合併ニ關スル規定ヲ相互ニ準用シタ譯デアリマス、

第八節ハ清算ニ關スル規定デアリマシテ、第七十四條ハ清算ニ付テノ方法ニ關スル規定デアリマス、現行法ノ七十六條トマルキリ同ジ規定ヲ書イタニ過ギマセヌ、第七十五條ハ現行法ノ七十九條ト全然同ジ規定ヲ書イタモノデゴザイマス、第七十六條ハ殘餘財產ノ分配ニ關スル規定デアリマシテ、現行法ノ八十條ト全然同ジデゴザイマス、第七十七條ハ現行法ノ八十二條、ソレカラ商法ノ四百三十條、即チ清算ノ規定ニ倣ッタノデゴザイマシテ、趣旨ト致シマシテ御説明申上付キマシテ御質問ニ應ジマシテ御説明申上ゲタイト存ジマス。

○委員長(伯爵樺山愛輔君) 御質問ナイヤウデアリマスカラ、是カラ先キヲ願ヒマス○政府委員(牧総雄君) 第九節ハ補則デゴザイマシテ、第七十八條ハ會社ノ整理及び特別清算ニ關スル規定デゴザイマス、是ハ新タニ入ッタ規定デゴザイマシテ、一應讀ンデ見マス「商法第二編第四章第七節及第九節第二款ノ規定ハ其ノ性質ノ許サザルモノヲ除クノ外相互ニ之ヲ準用ス但シ同法第三百八十一條第一項及第四百五十二條第一項中三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以

分ノ一以上ノ社員トス」ト云フノデアリマシテ、其ノ商法第二編第四章第七節ト云フノハ會社ノ整理ニ關スル規定デアリマス、ザイマシテ、現行法ノ九十三條ト同ジ意味ノ規定デゴザイマス、第八十四條ハ先般此ノハ第百七條ニ於テ之ニ對スル特則ヲ設ケテノデアリマス、尙會社ノ整理ニ付キマシテ、ハ設立費用等ノ償却ニ關スル規定デアリマス、第七十九條ハ非訟事件手續法ノノ豫定デゴザイマスノデ、從來ニ於キマシテ主要ナモノハ擧ゲテ居ッタト思ヒマスガ、シテ、現行法ノ五十八條、現行法第十九條準用ニ關シテ規定ヲシタノデアリマシテ、非訟事件手續法ハ今議會ニ於キマシテ改正ノ豫定デゴザイマスノデ、從來ニ於キマシテ主要ナモノハ擧ゲテ居ッタト思ヒマスガ、代ルベキ規定ガアルガ爲ニ適用シナイト云フコトニナッテ居リマス、ソレカラ第八十六條ト第八十七條ハ評價益及ビ賣却益ノ積立ニ關スル規定デアリマシテ、評價益トカ、賣却益トカ云フヤウナモノノ性質上之ヲ配

條ト同ジデゴザイマス、第八十三條ハ書類ノ閱覽謄本、抄本ノ交付ニ關スル規定デゴザイマシテ、現行法ノ九十三條ト同ジ意味ノ規定デゴザイマス、第八十四條ハ先般此ノハ主務大臣ニ提出スベキ書類ニ關スル規定ニ付テ御説明申上ゲマス、第八十二條ハ主務大臣ニ提出スベキ書類ニ關スル規定ニ付テ御説明申上ゲマス、第八十二條ゴザイマシテ、現行法ノ九十二條ト全然同ジデゴザイマス、第二項ハ現行法ノ九十四

上ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲレバ崩スコトガ出來ナイト云フコトニシマ

シテ、所謂保險會社ノ財政ノ健全化ヲ圖ル

ト云フ趣旨ヲ規定シタ譯デゴザイマス、第

八十八條ハ責任準備金ニ關スル規定デゴザ

イマシテ、現行法ノ九十五條ト同ジ趣旨デ

アリマス、第二項ハ商法ニ新タニ出來マシ

タ規定デゴザイマシテ、其ノ證據帳簿ニ關

スル規定デアリマスガ、之ヲ前項ノ場合ニ

準用スルコトニ致シタ譯デアリマス、第八

十九條ト第九十條ハ保險計理人ニ關スル規

定デゴザイマシテ、是ハ改正要旨ニ付キマ

シテ詳シク御説明申上ゲマシタガ、其ノ趣

旨トスル所ハ保險會社ハ保險計理ト云フモ

ノガ最モ大切ナモノデアリマシテ、此ノ數

字ニ誤リガゴザイマスルト多數ノ契約者ニ

迷惑ヲ掛ケルト云フコトニナル、從ツテ計理

ヲ擔當スル者ハ最モ重責ニ任ズルノデゴザ

イマスカラ、是等ノ者ハ必ず生命保險會社

ニ於テ選任ヲ致シマシテ、ソレ等ノ保險數

理ニ關スル事項ヲ擔當セシムルト云フコト

ニシタ譯デアリマス、擔當セシメマシテ最

モ重要ト思ハレル數理ニ關スル事項ニ付キ

マシテハ其ノ計算表ガ正當デアルト云フコ

トヲ確認セシメルト云フヤウナ職務ヲ負ハ

シムルト云フコトニシタ譯デゴザイマス、

専ラ保險契約者ノ保護ノ見地カラ規定シテ

居ル譯デアリマス、第九、十一條ハ監査書

ニ關スル規定デアリマシテ、銀行法ニ於キ

マシテハ銀行ノ營業年度ガ半年ヲ以テ一營

業年度ト致シマスカラ、一營業年度ニ付テ

二回監査書ヲ作ルコトヲ規定シテ居リマス、

從ツテ銀行ニ於キマシテハ一年ニ四回ノ監査

書ヲ作ルコトノ必要ガアリマスガ、保險會

社ハ一營業年度ガ一箇年ト云フコトニナッテ

居リマスカラ、每營業年度二回監査書ヲ作

リマシテ、之ヲ備へ置クコトヲ要スルト云

フコトニシタ譯デゴザイマス、大體以上ニ

付キマシテ御説明申上ゲマシタ

○子爵會我祐邦君 チヨット伺ヒマスガ、第

八十六條ノ「財產ノ評價換爻ハ賣却ニ因リ

計上シタル」云々トゴザイマス、詰リ評價

益ガ出マシタ時分ニハ、之ヲ財產ニ計上ス

ルコトガ出來ナイノデアリマスガ、然ラバ

有價證券ノ如キモノガ非常ニ值上リシタ時

分ニハ、其ノ時ノ決算期ニ於テソレヲ利益

ニ入レルコトガ出來ナイト云フコトニナリ

スレバ、逆ニ下ッタ時分ニハ又填補ヲシテ、

外ノモノデヤラナケレバナラスト云フコト

ニナルカト思ヒマスガ、サウスレバ評價益

トカ評價損トカ云フモノノ増ス性質ノモノ

ニ付キマシテハ、其ノ財產目錄ノ中ニ計上

シマス評價ノ基準ヲ何處ニ取ルノデアリマ

スカ、之ヲ承リタイ、餘リ素人メイタ質問

カ知レマセヌガ……

○政府委員(牧植雄君) 有價證券ノ評價額

ト時價トニ開キガアリマシテ、或ハ上ニナ

リ或ハ下ニナル場合モゴザイマスガ、其ノ

何レモ評價益ヲ出シ評價損ヲ出スコトハ自

由デゴザイマス、唯出シタ場合ニ差引シテ

益ニナル場合ニ於キマシテハ、之ヲ外ノ社

外流資等ニ用ヒルコトナク、積立テテ置ク

ト云フ趣旨デゴザイマシテ、評價益等ハ謂

ハバ都合ニ依リマシテ出サナイデモ宜イノ

デゴザイマス、評價益、評價損何レモ同ジ

ヤウナ意味ニ於キマシテ出スコトハ差支ゴ

ザイマセヌ

○子爵會我祐邦君 評價益ノアリマシタ時

分ニハ會社ノ財產ノ基礎ヲ尙強クスル、即

チ安全計數ヲ強カラシムル爲ニ評價益ヲ計

上シナイデ置イテモ宜シイ、百圓デ買ツタモ

ノガ百二十圓ニナッテ居ルガ、決算期ニ於テ

ハ百圓ニ計上シテモ宜イ、見ル人ガ見レバ

此處ニ大キナ利益ガ隠サレテ居ルト云フコ

トヲ普通ニ使ヒマス言葉デスガ、然ルニソ

レガ下ッタ場合ニハ、百圓デ買ツタ會社ノ株

ガ八十圓ニ下ッテ居タ場合ニハ、是ハ出サナ

カレバイケナイデセウ、普通ノ何デゴザイ

マスト……、ト思ヒマスガ、ソレハ明カリ

低金利時代ニナッテ居リマスノデ、保險會社

合ニハ評價損ト云フモノハ他ノ方法ニ依ツカ

テ之ヲ埋メテ行カナケレバナラスカト思ヒ

マスガ、此ノ保險業法デハ如何デアリマス

カ

○政府委員(牧植雄君) 評價損ノ出マシタ

場合ハ之ニ計上シナクテハナラヌト思ヒマ

ス、其ノ損失ヲ填補スル爲ニ、若シ評價益

ガアレバ評價益デ以テ填補スルコトハ最モ

適當デアラウト思ヒマスガ、ソレガ出來ナ

イ場合ニハ他ノ方法ヲ以テ填補シナクテハ

ナラナイト思ヒマス

○山岡萬之助君 均等利廻ニ關シマシテハ

先ニ御尋ヲシテ御答ヲ得マシテ、ソレニ牽

連シタ問題デ御答ヲ得タノデアリマスガ、

保険事業殊ニ生命保險ノ經營ニ付テハ、四

分ノ利廻デハ實際營業ガ圓滑ニ遂行出來ナ

イ、ソコデ今日ハ五分三厘ニナッテ居ルト云

金利ト云フモノガ先づ公債ガ三分五厘、サ

ウ云フ風ニ、要スルニ過去カラ比べマスト

低金利時代ニナッテ居リマスノデ、保險會社

ノ如キ長期ノ資金ヲ運轉スペキモノニ付キ

マシテハ、サウ云フ利廻ノ基礎ヲナス所ノ

有價證券ニ依ラネバナラヌ、社債ニ付テモ

今日ハ四分二厘デアリマスカ、其ノ程度デ、

保険會社ノ資金ヲ運用スルニ當ツテ五分三厘ニナラナケレバ圓滑ニ事業ガ遂行出來ナカト思ヒマス、保険會社ノ經營ヲ遂行シテ行クニハ、矢張リモウ少シ低イ所デモ行ケルト云フ計畫ガナケレバナラヌヤウニ思フ、實際ニ於テハ六分ノ收入ガアリマシテモ、多々益辨ズルノデアリマス、ドウモ五分三厘迄行カナケレバイケナイト云フコトハ、果シテサウデアリマセウカ、今一應伺ヒタイ

○政府委員(牧檍雄君) 御尤ナ御尋デアリマシテ、最近金利ガ非常ニ安クナツテ參リマシテ、此ノ有價證券モ今迄通リノ利廻ニ廻スト云フコトハ非常ニ困難ニナッテ居リマス、最近ニ於キマシテハ年々利廻ガ低下シマシテ、此ノ十年間位ニ一步餘下シテ居リマス、今後モ上ルト云フヤウナコトハ豫想ハ出來ナイト思フノデアリマスガ、サウ云フ關係カラ御尋ノ點ハ御尤ナンデゴザイマシテ、其ノ豫定利率、謂ハバ資金ノ「コスト」ガ今迄ハ四歩ガ多カツタノデアリマスガ、最近認可スルヤウナモノニ付キマシテハ、三歩五厘ガ多イノデアリマス、大體ニ於キマシテサウ云フ方針ヲ續ケテ行カウト考ヘテ居リマス、殊ニ御示ノヤウニ今後時局ノ進

ト云フヤウナ問題、或ハ此ノ時局ノ關係ニ
於ケル保険金ノ支拂ノ増加等ヲ考慮致シ
マスト、相當經營上根本問題ニ立至ッテ
考ヘナケレバナラヌ點ガアラウト考ヘマス
ガ、併シ是ハ非常ニ重要ナ問題デゴザイマ
スカラシテ、今ドウシタイト云フ方針ヲ申
上ゲルコトハ非常ニ影響ヲ持ツノデ、之デ
御許シヲ願ヒタイト思ヒマス

○山岡萬之助著　只今ノ御答辯ニ満足致シ
マス、續イテ一ツ御尋ヲ致シタイコトハ、
八十九條ニ依ツテ保険計理人ヲ新設セラレ
マシタ、此ノ規定ハ私ノ考カラ致シマスレ
バ、保険會社トシテハ至極適當ナ規定デ、
結局保険ト云フモノガ長年月ノ關係デ數學
ガハツキリシテ居ラナイコトガ、事業ノ遂行
ガ蹉跌スル所以デアルト思ヒマス、故ニ保
險計理人ト云フモノハ、如何ナル生命保險
會社ニモ必ズアルト云フコトニナルヤウニ
見テ居リマス、併シ「命令ノ定ムル所ニ依リ」
トアルカラ、其ノ書キ方ニ依ツテハドウ云フ
風ニモナル譯デアリマス、ソレ故ニ承ツテ置
キタイ、生命保險會社ハ必ズ保険計理人ヲ
置クコトヲ要スルヤ、命令ニ於テ置カナイ
デモ宜イト云フヤウナコトヲ考ヘラレテハ
居ラヌヤウニ思ヒマスガ、先づ第一サウデ

アルカ、而シテ第一ニハ、保険計理人ト云
フ者ハドウ云フ性質ヲ持ツタモノデアルカ、
會社ノ職員デアラウト思ヒマスガ會社ノ職
員デアルトスルナラバ、ドウモ信用ノ程度
ニ於テ何物力足ラヌモノガ私ハアルト思ヒ
マス、モウ少シ、公證人ト云フ迄ハ行キ兼
ネルカモ知レマセヌガ、公ノ質ヲ或ル程度
迄持タセルコトガ宜クハナイカト思フノデ
アリマス、ソレ等ニ關シマシテハ、命令ノ
定ムル所デドウ云フコトヲ考ヘラレテ居リ
マスカ伺ヒタイ

有スル著ト方、又ハ以上申上ゲマシタヤウ
ナ者ト同等ノ實力ヲ有スルモノト主務大臣
ガ認定シタ者ト云フヤウナモノヲ、保險計
理人ノ適格者トシタイト考ヘテ居リマス、
勿論理想的ニ申シマスレバ、其ノ程度ヲ高
クスルコトガ必要デアラウカト考ヘマスガ、
實情ガ今申上ゲマシタ通リニ考慮シナケレ
バナラナイ關係ニゴザイマスカラ、理想ヲ
現スト共ニ實情ニ即シタヤウナコトニシタ
イト考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、ソ
レカラモウ一ツノ御尋ハ、保險計理人ハ、是
ダケノ重責ヲ負ハス、保險計理人ノ身分ハ
ドウ云フモノデアルカト云フ御尤ナ御尋デ
ゴザイマシテ、是ハ此ノ法律ハ役員トカ何
トカ云フモノデハナク、會社ノ使用人デゴ
ザイマス、從ツテ使用人タル者ニ是等ノ重責
ヲ負ハシムルコトハ、制度ノ上カラドウカ
ト云フ御趣旨デアリマスガ、之ニ公ノ性質
等ヲ加ヘタラドウカト云フコトデゴザイマ
スガ、色々研究ヲ致シマシテ、現在デハ此ノ
程度デ宜クハナイカト云フコトニナッタノ
デゴザイマス、ト申シマスノハ、是ダケノ
重責ヲ負ハシメルニハ、モウ少シ地位ヲ良
クスルトカ、或ハ身分ニ關スル保證ノ規定
ヲ置イタラドウカト云フコトモ考ヘタノデ
アリマスルガ、色々機微ナ關係モアリマシテ、

實情カラ見テ此ノ程度ナラ宜シカラウ、例ヘバ身分ニ關シマシテ餘リ保證等ノ制度ヲ設ケテ強ク致シマスルト、却テ會社内部ニ於ケル折合等モ宜クナインデハナイカ、又御承知デイラツシヤイマス通り餘リ強ク身分等ノ保證ヲ致シマシテモ、ソレニ反スル結果ヲ生ゼシメヨウトスレバ、如何ニシテモ出來ルト云フヤウナ實情モ考ヘラレマスノデ、色々研究ノ結果斯ウ云フヤウナ規定ニシタ譯デゴザイマス

○山岡萬之助君 今日急ニ立派ナ保險計理人ヲ得ルト云フコトハ、御説ノ通り相當困難モアリマセウト思ヒマスガ、斯ウ云フ制度ヲ立テマシテ、而モ九十條ニ於テ「計算ノ正當ナルコトヲ確認スルコトヲ要ス」、斯ウ云フコト迄書イテ居ツテ、保險會社ノ唯一使用者ト云フコトデハ、何トシテモ調子ガ合ハナイノデアリマス、試験ヲ經テ適當ナ資格ヲ與ヘ、保險計理人タルノ資格ヲ公認シテ、假令公務員ト云フ迄セナクトモ宜イト思ヒマスガ、試験ヲンテ資格ヲ公認シテ、サウシテソレヲ寧ロ官ノ方カラ勧メテ此ノ計理人ヲ置ク、立派ナ會社ニ立派ナ計理人ヲ置ク、サウ云フ風ニシテ兩々相俟ッテ行クト云フ程度迄ハ少クトモ進ミマセヌト字ヲ當嵌メテ、斯ウ云フ會社ハ斯ウ云フ年輩ノ者ヲ多く取リ過ギテ居ルカラ、是ハ取ツル所ノ、危險率ヲ分布スル所ノサウ云フ數

フト云フガ如キコトハ宜クナイコトハ御尤デアリマス、其處迄行キマセヌデモ、今申上ゲマシタヤウニ計理人タル免許ヲシテ、ソレガ入シテ行クト云フ位ニ少クトモ進マナケレバナラスト思ヒマスガ、命令ノ定ムゾ十分ニ御研究アツテ、サウ云フ説モアッタ云フコトデ、此ノ方面ニモ御努力ヲ願ヒタイノデアリマス

○子爵會我祐邦君 今ノニ關聯シテ御伺ヲシタインデスガ、計理人ノ特定ノ學校カ何カゴザイマスカ一種ノ……、或ハ何處々々ノ何々計理人學校ト云フヤウナ風ノ特定ノ學校デモアッテ、其ノ學校ノ免狀ヲ持ツテ居ル者ハ無條件ニ其ノ資格ヲ受ケル、或ハソレニ相當スル學力ト云フコトヲ仰シヤイマシタガ、ソレガナカ～ムツカシイコトデアラウト思ツテ居ルケレドモ、是ハ山岡君ノ御議論ト同ジコトニナルノデアリマスガ、モウ一ツハ、會社ニ於テ此ノ人達ガドウ云フ事ヲスルカト言ヒマスレバ、即チ數學ヲ基礎トシテ、即チ公算學ノ方式ヲ基礎トスル所ノ、危險率ヲ分布スル所ノサウ云フ數

スト云フコトガ結論トシテ、實際問題トシテ出ルグラウト思フ、外ニ立テヤウガナイ、保險會社ノ安全率ノ一番確カナモノヲ公算學ノ方程式ニ基イテ結論トシテ得タモノ

○子爵會我祐邦君 サウ致シマスト實際ノ話現在ノ狀態デハ、會社ノ中デ會社ノ實務

ヲ、數學的ニ合シテ行クコトシカナカラウト思フノデスガ、何カ特殊ナ學校デモアッタ

來テ居ルノデスカ、實際ノコトハ全ク分リマセヌガ、序ニ御説明ヲ願ヒタウゴザイマス

サウ云フ者ヲ養成シテ行クト見ルヨリ、外仕方ガナイト思ヒマスガ、如何デゴザイマスカ

○政府委員(牧檍雄君) 理想カラ申シマスゴザイマセヌ從ツテ先程モ申上げマシタ通

リニ實情カラ見マスルト、餘リ高イ所ニ標

準ヲ置キマスト、保險會社ハ、數十社ゴザイマスカラ、矢張リ保險計理人ノ供給ガ

出來ナイト云フコトニナルノデアリマス、コトヲ認定スルニ足ルヤウナ資料ガゴザイ

マスレバ、實際ノ經歷ガナクトモ宜シカラ

ウカト考ヘマス、併シ多クハ數學ヲ專攻シ

タ人ガ實際保險會社ニ入りマシテ、或年限

修練ヲ重ネマシテ、サウシテ色々ナ材料ニ

依ツテ相當ノ實務經歷ヲ有スル者ト認メラレ

ルニ至リマシタ時ニハ、適格ヲ有スル者ト

ラナイ問題デゴザイマスカラ、或程度ノ實務經歷、或ハ一定年數ニ依ツテ之ヲ制限スル

カドウカ、ソコイラモ研究シマスガ、サウ

イノデスガ、監本書ノ内容ハドウ云フコト

ヲ書イテ置カナケレバナラヌノゴザイマ

スカ

○政府委員(牧檍雄君) 大體銀行法ノ例ニ
倣ヒマシテ、省令デ書カウカト思ッテ居リマ
ス、其ノ省令ニ書ク内容等ニ付キマシテハ
尙審議ヲ要スルノデアリマスガ、大體大口
ノ貸付等ニ付キマシテ調書ヲ作ルト云フヤ
ウナコトヲ考ヘテ居リマス

○男爵矢吹省三君

サウスルト財産ノ状況、
有價證券ガ何ンボ、資金ガ何ンボ等ノ資產方面ノ状況ダケラ監査スレバ宜シイノデゴ
ザイマスカ、債務ニ屬スル方ノ計算ハ監査書ノ中ニハ書カヌデモ宜シウゴザイマスカ
○政府委員(牧檍雄君) 今仰セノヤウナ法
律上當然作ツテ置カナクチヤナラスト云フヤウナコトハ、此ノ監査書デ豫定シテ居ル
譯デハアリマセヌ、不良ナル大口ノ貸付等
ニ付キマシテ調書ヲ作ラセタイト云フノガ
主眼デアリマス

○男爵矢吹省三君

サウスルト不良資產ヲ

調べテ置クト云フコトガ、マア大體ノ御趣
意ト云フ風ニ心得テ宜シイノデアリマスナ
○政府委員(牧檍雄君) 不良資產ト申シマ
スカ、其ノ運用方面ニ於ケル貸付等ニ付キ
マシテ、是ハドウカト思ハレルヤウナ不良
ナモノガアレバ、ソレ等ニ付キマシテ調書
ヲ作ツテ置クト云フコトニ考ヘテ居リマス

○男爵矢吹省三君 ソレカラサウ云フ監督
書ヲ「毎事業年度二回作成シ之ヲ本店又ハ
主タル事務所ニ備置コトヲ要ス」斯ウ云

○政府委員(牧檍雄君) ソレハナイ譯デア
リマス

フ風ニ備ヘテ置ケバ宜シイト云フコトデア
テ、前ノ八十二條ノ場合ニ於テハ、是ハ決
算書ヲ主務大臣ニ提出スルコトヲ要スト云
フ規定ガアルノデゴザイマスガ、此ノ監査

書ハ主務大臣ニ提出ヲシナイデモ、事務所
ニ備ヘテ置ケバ宜シイ、斯ウ云フコトデス
カ

○政府委員(牧檍雄君) 八十二條ノ主務大
臣ニ提出スベキ書類ノ中ニハ這入ッテ居リマ
セヌ、備付ケテ置ケバ宜シイト云フコトデ
アリマス

○男爵矢吹省三君 ソレカラ八十三條ニハ、
契約者、被保險者、受取人等ニ其ノ決算書
ノ閲覽ヲ求メラレタ場合ニハ之ニ應ジ、又
ハ謄本或ハ抄本ヲ交付シナケレバナラスト
云フヤウナコトニナッテ居リマシテ、謂ハバ
此ノ決算書ハソレ等ノ人ニ對シテ公開ヲス
ルコトニナッテ居ルノデアリマスガ、九十一
條ノ場合ニハサウ云フ規定モアリマセヌノ
デ、其ノ監査書ヲソレ等ノ人ガ見タイト言ツ
タ場合ニ、ソレヲ見セル義務、或ハ謄本、
抄本ヲ與ヘナケレバナラスト云フ義務ハナ
イ譯デゴザイマス

○政府委員(牧檍雄君) ソレハナイ譯デア
レル所ノ總會ニ提出スル所ノ財產目錄其ノ
他ト同ジヤウナモノ、之ヲ言ヒ換ヘマスレ
バ、保險會社ノ最モ面倒ト致シマスル所ノ

質問ニ關聯シテ承リタイノデゴザイマスル
ガ、此ノ第九十一條ノ「監査役ハ會社ノ業
務及財產ノ状況ニ關スル」云々トゴザイマス
ルガ、只今迄普通ノ監査役ノ職責ハ何デア
リマスカト云ヒマスト、詰リ總會ヨリ一週
間前ニ提出スル所ノ取締役ノ書類ニ基イテ
アリマス

○政府委員(牧檍雄君) 八十二條ノ主務大
臣ニ提出スベキ書類ノ中ニハ這入ッテ居リマ
セヌ、然ルニ只今ノ御説明ニ依リマス
ルト、不良ト言ヒマスカ、貸付ト申シ
マスカ、何カ知リマセヌガ、サウ云フ
モノヲ年ニ二回作成スル、保險會社ハ、私
ハ心得違ヒカ知レマセヌガ、總會ハ年ニ一
度ダト思フノデゴザイマスガ、年ニ二回ノ
所謂監査役ガ取締役ノ責任ヲ以テ提出シタ
書類ニ基イテ會社ノ内容ヲ調べテ、ソレニ
調印スルノデアリマス、同意ヲ表スルモノ
デアリマスルガ、只今ノ御説明ニ依リマス
ルト年ニ二回監査役ガ作ルト云フモノハ、
其ノ普通ノ監査役ノ株式會社デヤツテ居リ
マス所ノ責任ノ外ニ、違タ意味ニ於テ
調ベタ監査書ヲ年ニ二回作ルノデゴザイマ
仰セノヤウナ年ニ一回ノ監査役ノ作ルベキ
スカ、保險會社デ申シマスレバ、年々行ハ

○政府委員(牧檍雄君) ソレハナイ譯デア
レル所ノ總會ニ提出スル所ノ財產目錄其ノ
他ト同ジヤウナモノ、之ヲ言ヒ換ヘマスレ
バ、保險會社ノ最モ面倒ト致シマスル所ノ
責任準備金算出ニ基ク所ノ非常ニ細カイ計
算及ビ積立金ノ方法、是ハ隨分面倒ナモノ
半バニ於テソレト同ジ方法ニ依ツテスルノ
デゴザイマセウカ、言ヒ換ヘレバ他ノ會社
トノ關係ヲ根本カラ計算ノ上カラヤリ直シ
会社ノ内容ヲ調べテ、ソレニ捺印スルコト
会シニ提出スルモノト違ツタ意味ノモノデア
リマセウカ、ソコノ所ヲハッキリ承リタイ
テ行クト云フコトヲ唯備付ケル爲ニ、年ニ
二度監査役ハシナケレバナラヌノデアリマ
セウカ、其ノ二度ノ監査書ト云フモノハ總
度ダト思フノデゴザイマスガ、年ニ二回ノ
シテ、此ノ運用ヲ誤ルカ誤ラナイカニ依リ
マシテ、非常ニ大キナ影響ガアルモノデア
リマス、從ツテ主トシテ其ノ運用方面、即チ
リマス、ソレ等ノ状況ヲ調査致シマシテ、サウシテ
記録スベキ事項ガアレバ記録ヲシテ置カシ
メヨウト云フ趣旨デアリマシテ、今子爵ノ
テ行ク譯デアリマスカラ、年ニ二回ノ程度
書類トハ、相當趣ガ變ルモノダト思ッテ居リ

マス

○子爵會我祐邦君 サウ致シマスルト、總會ニ出スヤウナ意味ノ監査書デナクシテ、取締役ガ監査役ニ提出スルノデナクシテ、總監査役ガ監査役ノ立場カラシテ會社ノ内容ヲ調べテ、資本運轉其ノ他貸付等ニ於テドンナ風ニナツテ居ルカト云フヤウナコトノ、所謂監査役獨自ノ立場ニ於ケル會社ノ内容ニ觸レタ調査デ宜イノデゴザイマスカ、所謂株主總會ニ出スヤウナ書類ニスルノデゴザイマスカ、ドッヂデゴザイマスカ。

○政府委員(牧橋雄君) 今仰セノヤウナ株主總會ニ出スヤウナ意味ノモノデゴザイマヌデ、例ヘバ大口ノ貸付デアリマストカ大口ノ株式ノ賣買ト云フヤウナモノニ付キ調ベテ、其ノ調書ヲ作ツテ置クト云フ趣旨デゴザイマス。

○子爵會我祐邦君 能ク分リマシタ

○委員長(伯爵樺山愛輔君) 外ニ御質問ゴザイマセヌケレバ、是デ又續ケテ戴キマス。

○政府委員(牧橋雄君) 第五章會社ノ管理ニ付テ御説明申上ゲマス、第九十二條ハ委任管理ノ場合デアリマシテ、大體先般來改正案ノ要旨ニ付キマシテ御説明ヲ申上ゲタ所デゴザイマスカラ、御質問ニ應ジマシテ

御答ヲシタイト思ヒマス、第九十三條ハ其ノ契約ヲ以テ委任管理ヲスルコトニナツタ場合ニ、主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ、其ノ效力ヲ生ジナイトシタノデゴザイマス、第九十四條ハ此ノ委任管理ノ一般ニ及ス影響ハ相當重大デゴザイマスカラ、斯ウ云フシマシテ、九十四條デ規定ヲシタモノデゴザイマス、第九十五條ハ、管理ニ於キマシテノ内部關係ヲ現シタモノデアリマス、即チ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外ハ委託會社ト受託會社トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フト云フ、謂ハバ當然ノ規定デゴザイマス、第九十六條ハ、委任管理ニ於ケル外部關係ヲ現シタ規定デゴザイマシテ、受託會社ガ委託會社ノ爲ニ保険契約其ノ他ノ取引ヲ爲スニハ、委託會社ノ爲ニスルコトヲ表示セネバナリマセヌ、二項ニ於キマシテ今申上ゲマシタ表示ヲ爲サズシテ爲シタル保険契約其ノ他ノ取引ハ、之ヲ自己ノ爲ニ爲シタルモノト看做スト云フコトニシタ譯デアリマス、商法第三十八條第一項ト申シマスルハ、支配人ノ代理權ニ關スル規定デアリマス、第三項ハ權限ニ對スル手段ヲ執ルコトヲ必要トスル場合ニ限ラナ

ハ受託會社ニ之ヲ準用スルコトトシタノデアリマス、民法第四十四條第一項ノ規合ニ、主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ、其ノ效力ヲ生ジナイトシタノデゴザイマス、第九十三條ノ認可ヲ受ケタ時ニ於キマシテ公告スルトカ、登記ヲスルトカノ手續ニ關シマシテ、九十四條デ規定ヲシタモノデゴザイマス、第九十五條ハ、管理ニ於キマシテト云フ、是ガ重要ナ點デアリマス、第九十八條ハ、管理契約ノ解除又ハ終了アリタルトキハ各會社ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告スベシト云フコトヲ規定シタモノデアリマス、第九十九條ハ先般申上ゲマシタ趣旨デゴザイマシテ、一定ノ傾向ヲ辿ル會社ガ或時期ニ於テ豫知セラレル保険會社ノ經營上ニ於キマシテ、前途ノ見透シガ非常ニ惡イト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、出來ルダケ契約者保護ノ見地カラ必要デアラウカト考ヘラレマスノデ、是等ノ規定ヲ置イタノデアリマス、併シナガラ此ノ規定ニ付キマシテハ此ノ運用ヲ最モ注意致シマセヌト、信用ヲ基礎トスル保險會社ニ取リマシテ重大ナル結果ヲ生ズルモノト考ヘマスカラ、運用ニハ最モ注意ヲシテ、サウシテ之ヲ適用スル場合ニハ、最モ契約者保護ノ見地カラ或

ケレバナラスト考ヘテ居リマス、第百條ハノデアリマス、先般ノ御説明デ申上ゲマシタ所謂強制命令ニ關スル規定デゴザイマス、是ハ御尋ガゴザイマスカト思ヒマスルガ、其ノ際ニ申上ダゲタイト思ヒマス、第一百一條ハ今申上ゲマスル、是ハ第三者保護ノ規定デアリマス、スル、是ハ第三者保護ノ規定デアリマス、總會又ハ社員總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス」ル規定デアリマス「管理契約ノ解除ハ株主總會又ハ社員總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス」ト云フコトヲ規定シタモノデアリマス、第三項ニ於キマシテ、即チ其ノ強制管理ハ、主務大臣ノ選任シタル保険管理人ガ之ヲ爲スト云デアリマス、即チ其ノ強制管理ハ、主務大臣ノ選任シタル保険管理人ガ之ヲ爲スト云デアリマス、又保険會社ガ其ノフコトニシテ居リマス、又保険會社ガ其ノナイト云フコトニシテ居リマス、第三項ニ於キマシテハ、「保険管理人ハ管理ヲ受クルハ、正當ノ事由ナクテ之ヲ拒ムコトガ出來ナイト云フコトニシテ居リマス、第五項ニ於キマシテハ、「保険管理人ハ管理ヲ受クル會社ニ代リ保険契約其ノ他ノ取引並財產ノ管理及處分ヲ爲ス權限ヲ有ス」ト致シマシテ、ノデゴザイマス、第四項ニ於キマシテハ、ノデゴザイマス、第五項ニ於キマシテハ、主務大臣ハ保険管理人又ハ管理ヲ受クル會社ニ對シ、管理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトガ出來ルヤウニ致シマシタ、第五項ニ於キマシテハ、主務大臣必要アリト認ムルヤウニシタノデゴザイマス、第六項ニ於キマシテハ、支配人ノ代表權ト破産管財人ノ規定等ハ保険管理人ニ準用スルト云フコト

ニ致シタ譯デアリマス、第百二條ニ於キマシテハ、此ノ強制管理ノ場合ニ於ケル通告登記ニ關シテノ手續ヲ書イタノデゴザイマス、第百三條ハ事業ノ停止ニ關スル規定ヲ設ケタノデアリマシテ、「管理ノ命令アリタルトキハ管理ヲ受クル會社ノ事業ハ之ヲ停止ス但シ主務大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ停止セザルモノト爲スコトヲ得」ト致シマシテ、強制管理ヲ受ケ業ヲ進メテ行クコトヲ禁止シタノデゴザイマス、是ハ事業ノ強制管理ヲ受クルヤウナ會社ニ新契約トカ、新タナ投資ヲセシムルコトハ不適當デアルト考ヘタ譯デアリマス、第百四條ハ契約ノ變更ニ關スル規定デアリマシテ、「主務大臣必要アリト認ムルトキハ管理ヲ受クル會社ノ保険契約ニ付計算ノ基礎ノ變更、保険金額ノ削減及將來ノ保険料ノ減額又ハ契約條項ノ變更ヲ爲スコトヲ得」之ニ依リマシテ此ノ變更ノ處分ヲ致シマスルト、所謂管理ヲ受クル會社ト契約者トノ法律關係ニ變更ヲ生ズル譯デアリマス、例ヘバ管理ヲ受クル會社ノ責任準備金ガ不足デアルト云フヤウナ場合ニ、保険金額ヲ削減スルト云フヤウナ處分ヲ致シマスルト、將來ニ向ヒマシテ其ノ保険金額ハ削減ノ效果ヲ生ズ

ルト云フヤウナコトニナル譯デアリマス、是ハ強制管理ノ場合ニ於ケル最モ惡イ場合ニ對スル處置ヲ規定シタ譯デアリマス、管理ヲ受クル會社ガ株式會社ナル場合ニ於テ主務大臣必要アリト認ムルトキハ株主ノ名義書換ノ禁止ヲ爲スコトヲ得」、是ハ此ノ必要アリト認ムル場合ニ、是等ノ處置ヲ執ルコトガ出來ルト云フ規定デゴザイマス、第3項ハ第一項ノ規定ニ依リマシテ保険金額ノ削減或ハ將來ノ保険料ノ減額又ハ契約條項ノ變更ノ處分アリタルトキハ、會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リマシテ其ノ旨及變更ノ要旨ヲ公告スルコトガ必要デアル、前項ノ規定ニ依ル株主ノ名義書換ノ禁止ノ處分ガアッタ時ニモ、亦同ジヤウナコトヲセネバナラスト云フ趣旨デアリマス、第百五條ハ合併又ハ移轉ノ協議ニ關スル規定デアリマシテ、保険會社ガ保険管理人タルトキハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケテ管理ヲ受クル會社ニ對シテ合併又ハ保険契約ノ移轉ニ關シ協議ヲ爲スコトヲ得ト云フコトニナツテ居リマス、是ハ管理ヲ命ゼラレタル會社ガ或程度管理シテ居リマスルト、相當前途ノ見極メモ付ク譯デゴザイマス、又此ノ管理ト云フニヤウナ煩瑣ナ法律關係カラ離レルト云フコトガ必要ナ場合モ想像セラレマスノデ、管

理ヲ受ケル會社ニ對シテ合併ヲショウトカ、或ハ契約ヲ移轉シテ貴ヒタイト云フヤウナニシタ譯デアリマス、第百六條ハ「管理ノ必要ナキニ至リタルトキハ主務大臣管理ノ終了ヲ命ズ」、是ハ當然ナ規定デアリマス、第二項ハ登記ノ囑託ニ關スル規定デアリマス、商法第三百八十一條第一項トニ依ル會社ノ整理トノ關係ヲ書イタ規定デ第百七條ハ管理ト會社ノ整理、所謂新商法申シマスルノハ、整理ノ申立ニ關スル規定、ゴザイマス、商法第三百八十一條第一項ト申シマスルノハ、整理ノ申立ニ關スル規定、二項ハ登記ノ囑託ニ關スル規定デアリマス、第百七條ハ管理ト會社ノ整理、所謂新商法ニ依ル會社ノ整理トノ關係ヲ書イタ規定デ第百八條ハ申立却下ニ關スル規定、其ノ次ハ整理開始ノ場合監督禁止ノ命令ニ關スル規定、ソレカラ其ノ他御尋ニ依ツテ申上ゲマスガ、是等ノ細ガイ規定ハ管理ヲ受クル保険會社ニハ適用シナイ、所謂管理ヲ開始シタル場合ニ於キマシテハ、是等ノ規定ヲ適用シナイト云フヤウナ趣旨デゴザイマス、一應御説明ヲ申上ゲマス

○子爵會我祐邦君 今日ハ此處デトギレテシテ所期ノ目的ヲ達成スルカ否カニ疑ガアルノデアリマス、即チ此ノ内部ニ於テハ此ノ任意ニ管理ヲ委託スルト云フ制度ヲ立テマシタガ、斯ウ云フ規定ノ立テ方デ果シテ所期ノ目的ヲ達成スルカ否カニ疑ガアルノデアリマス、即チ此ノ内部ニ於テハ委託會社ト受託會社トノ關係ガアッテ、内部關係ハ是ハ別ニ論議スル必要ハナイノデスガ、外部ノ關係ニ於テ或會社ガ他ノ會社ニ經營ヲ委託シタト、斯ウ云フコトヲ公告スル、サウシテ九十六條ニ參リマスト云フ

〔「賛成」ト呼フ者アリ〕

○山岡萬之助君 會社ノ管理ノ規定ハ、大體御説明ノアッタヤウニ新設サレタル規定

ト、委託會社ノ爲ニスルコトヲ表示シテ保
險契約ノ取引ヲ爲ス、恐ラクサウ云フ會社
ト保険契約ヲ爲スト云フ人ハ、マア大體ナ
イノデヤナイカ、サウ云フ風ナ何カ本質的
存在ノ危ブマレルヤウナコトニナリマスカ
ラ、ソレカラ更ニ又前項ノ表示ヲ爲サズシ
テ取引ヲ爲セバ受託會社ノ契約ニナッテシ
マフ、斯ウ云フノデスカラ、受託會社ハ大
抵ドウモ其ノ委託會社ノ方ニ被保險者トナ
ル人ガ頼ムト云フコトハ寧ロナイ、ドッチ
カト言フト受託會社ノ方ハ信用ノアル會社
デアリマセウ、マアアナタノ方ニ願ヒタイ
ノダト云フコトニナルノデ、九十六條ノヤ
ウナ規定ヲ置イテ見タ所デ、委託會社ノ業
務ト云フモノハ殆ド停止サレルコトニナリ
ハセヌカ、ソレナラバサウ云フ業務ノ管
理、財產ノ管理ナラバソレハ分ル、危險ナ
会社ニ財產ヲ管理サセル、是ハマア適當デ
ナイ、ソレデアリマスルカラ他ノ人ヲシテ
財產ヲ管理セシメルト云フコトハ、非常ニ
其處ニ意義ガアル、ソレデアルカラシテ諸
外國アタリニ於テ財產管理ニ付テハ可ナ
リ規定シテ居ル、此ノ業務ヲ包括シテ管理
セシメルト云フヤウナコトハ、是ハドウモ
其ノ目的達成ハ甚ダ私ハ疑フノデアリマ

ス、是ハモウ新シクヤルノデスカラ、ヤツテ
見ナケレバ分ラヌノデスガ、政府ノ御考ハ
委託會社ノ業務ト云フモノガ都合好ク行ク
ト御考ニナラレルデゴザイマセウカ、ナラ
レルト云フナラドウ云フ事情ガ其處ニアリ
マスカ、其ノ御説明ヲ願ヒタイ
○政府委員(牧権雄君) 此ノ強制管理ヲ命
ぜラレタル場合ニ於キマシテハ、原則トシ
マシテ事業ヲ停止スルコトニナッテ居リマ
ス、從ツテ實質上ハ財產ノ管理ニ過ギナイヤ
ウナ場合ガ多カラウカト考ヘマス、唯ドウ
シテモ必要ナ場合ト思ハレルノハ、御承知
ノ外國ノ生命保險會社ガ、現在デハ内地デ
商賣ガ引合ハナイモノデゴザイマスカラ、
保有契約ヲ内地ニ残シマシテ、サウシテ外
國ニ引揚ゲテ居ルト云フヤウナモノガゴザ
イマス、ソレ等ノモノニ付キマシテハ矢張
リ殘務ニ屬スル事業ガアルノデアリマスノ
デ、是等ヲ切離シテヤルコトモ如何カト考
ヘマスノデ、財產ノ管理ト業務ノ管理ヲ一
緒ニ管理セシムルト云フ必要ノアル場合ガ
アルノデアリマス、又此ノ法律ノ適用ト致
シマシテハ、損害保險會社ニハ適用ガアル
ノデアリマスガ、或管理ノ必要ノアルヤウ
ノ會社ニ於キマシテ、或ハ之ヲ更生セシム
ルガ爲ニ必要ナル取引、即チ再保險等ニ於

キマシテ同一系統ノ資本ニ屬スルモノガ有
利ノ再保險ヲ其ノ管理ヲ受クル會社ニヤラ
セルト云フガ如キハ、之ガ會社ヲ更生セシ
ト御考ニナラレルデゴザイマセウカ、ナラ
レルト云フナラドウ云フ事情ガ其處ニアリ
マスカ、其ノ御説明ヲ願ヒタイ
○政府委員(牧権雄君) 此ノ強制管理ヲ命
ぜラレタル場合ニ於キマシテハ、原則トシ
マシテ事業ヲ停止スルコトニナッテ居リマ
ス、從ツテ實質上ハ財產ノ管理ニ過ギナイヤ
ウナ場合ガ多カラウカト考ヘマス、唯ドウ
シテモ必要ナ場合ト思ハレルノハ、御承知
ノ外國ノ生命保險會社ガ、現在デハ内地デ
商賣ガ引合ハナイモノデゴザイマスカラ、
保有契約ヲ内地ニ残シマシテ、サウシテ外
國ニ引揚ゲテ居ルト云フヤウナモノガゴザ
イマス、ソレ等ノモノニ付キマシテハ矢張
リ殘務ニ屬スル事業ガアルノデアリマスノ
デ、是等ヲ切離シテヤルコトモ如何カト考
ヘマスノデ、財產ノ管理ト業務ノ管理ヲ一
緒ニ管理セシムルト云フ必要ノアル場合ガ
アルノデアリマス、又此ノ法律ノ適用ト致
シマシテハ、損害保險會社ニハ適用ガアル
ノデアリマスガ、或管理ノ必要ノアルヤウ
ノ會社ニ於キマシテ、或ハ之ヲ更生セシム
ルガ爲ニ必要ナル取引、即チ再保險等ニ於

キマシテ同一系統ノ資本ニ屬スルモノガ有
利ノ再保險ヲ其ノ管理ヲ受クル會社ニヤラ
セルト云フガ如キハ、之ガ會社ヲ更生セシ
ト御考ニナラレルデゴザイマセウカ、ナラ
レルト云フナラドウ云フ事情ガ其處ニアリ
マスカ、其ノ御説明ヲ願ヒタイ
○政府委員(牧権雄君) 此ノ強制管理ヲ命
ぜラレタル場合ニ於キマシテハ、原則トシ
マシテ事業ヲ停止スルコトニナッテ居リマ
ス、從ツテ實質上ハ財產ノ管理ニ過ギナイヤ
ウナ場合ガ多カラウカト考ヘマス、唯ドウ
シテモ必要ナ場合ト思ハレルノハ、御承知
ノ外國ノ生命保險會社ガ、現在デハ内地デ
商賣ガ引合ハナイモノデゴザイマスカラ、
保有契約ヲ内地ニ残シマシテ、サウシテ外
國ニ引揚ゲテ居ルト云フヤウナモノガゴザ
イマス、ソレ等ノモノニ付キマシテハ矢張
リ殘務ニ屬スル事業ガアルノデアリマスノ
デ、是等ヲ切離シテヤルコトモ如何カト考
ヘマスノデ、財產ノ管理ト業務ノ管理ヲ一
緒ニ管理セシムルト云フ必要ノアル場合ガ
アルノデアリマス、又此ノ法律ノ適用ト致
シマシテハ、損害保險會社ニハ適用ガアル
ノデアリマスガ、或管理ノ必要ノアルヤウ
ノ會社ニ於キマシテ、或ハ之ヲ更生セシム
ルガ爲ニ必要ナル取引、即チ再保險等ニ於

ル御所見ヲ承ツテ置キタイト考ヘマス

○政府委員(牧檍雄君) 是ハ最モ重要ナ御質問デアリマシテ、機會アレバ申上ガタイト思ツテ居ルノデアリマスガ、此ノ業法ヲ改正致シマスルニ付キマシテ、改正調査委員會ヲ設ケマシテ審議ヲ致シタ譯デゴザイマス、此ノ審議ヲ致シマシタ經過ヲ概略申上ゲマスト御分リニナルコトト思ヒマスガ、保険業ハ日本ニ於キマシテハ非常ナ進歩ニアリマシテ、今後モ非常ニ進歩シテ行ク傾向ニゴザイマス、是ハ私共之ヲ擔當スル者トシテ非常ニ喜ンデ居ル一面デハゴザイマスルガ、併シナガラ其ノ半面ニ於キマシテ、所謂大キナモノト小サイモノトノ懸隔ガ非常ニ激シクナッテ行クヤウナ傾向ヲ辿ツテ居リマス、從ツテ大キナモノガ内容ガ良クテ、小サイモノデ内容ノ良イモノガゴザイマスルガ、併シ如何ニシテモ大キナモノト小サイモノトノ懸隔ハ激シタナッテ行クヤウナ意味デ申上ゲテ居ルノデハコザイマセヌ、小サイモノノ内問題ニナリマスルト、相當比例的ナ關係ヲ示スカモ知レマセヌガ、サウ云フ風ナ關係ガゴザイマスルガ、一面業績ノ惡イモノハ、ドウ云フ點デ惡イカト申シマスト、其

ノ大キナモノノ力ニ壓セラレルト申シマス
カ、契約ノ募集ガ困難デアルトカ、或ハソ
レニ伴ツテ契約費ガ餘計要ルトカ、事業費ガ
殖エルトカ云フヤウナ點デ、相當業務ノ改
善ヲ圖ルベキ點ガ多イノデゴザイマス、是等
ノ點ハ先達テ申上ゲマシタ通リニ會社經營
ノ内容ガ惡イ點カラ來ル點ト、今申上ゲタヤ
ウナ相對的關係カラ來ル點トガアリマスガ
今回ノ改正ニ於キマシテハ、會社ノヤリ方
ノ惡イ所カラ來ル業績不振ニ對シテハ、監
督規定ノ整備ヲ致シマシテ之ヲ指導スル、
整備ラシテ強化ハ致シマスガ、飽ク迄モ其
ノ運用ニ當ツテハ其ノ會社ノ業績ヲ向上セ
シムルヤウナ精神ヲ以テヤルベキデアルト
云フノガ、委員會ノ一致シタ意見デゴザイ
マシテ、當局モ同感ノ意ヲ示シタノデゴザ
イマス、併シナガラ如何ニ此ノ業績ノ悪ク
ナツテ居ル會社ヲ向上セシムルヤウニ努力
致シマシテモ、理窟ハ兎モ角ト致シマシテ、
過去ノ經驗カラ申シマスト、財界ノ急激ナ
變動等ニ依リマシテ不良ナル會社、所謂整理
ヲ要スルヤウナ會社ガ生ジタノデゴザイマ
ス、是ハ理窟デナク實際起ツタノデアリマシ
テ、最近十二年間ニ、色々ナ事情ガゴザイマ
スガ、是ハ今申上ゲタヤウナ意味デナイン

ガ無クナッテ居ルノデアリマス、是等ノ場合ニ於キマシテ、其ノ整理ノ手際ト申シマスカ、整理ノ手續ガウマク行ハレナカッタ場合ヲ振返テ見マスルト、保険契約者ノ契約ガ非常ナ勢ヲ以テ落チテ居ルノデゴザイマス、詳シク申上ゲル時間ガゴザイマセヌガ、或會社ニ於キマシテハ經營ノ状態ガ少シ悪クナッテカラ整理シ終ル迄ニ、殆ド契約ガ落チテシマッタ云フヤウナ例ガゴザイマス、其ノ契約ガ、少シ經營状態ガ悪クナッテ來タ時ニ約二億七八千萬圓契約ガアツタ會社ガ、整理シ終ル迄ニ八千萬圓ニ減ッタ云フヤウナ極端ナ例ガゴザイマス、是等ハ整理ノ手際モ惡カッタノデゴザイマセウガ、法律上ノ手段、是等ノ場合ニ對處スベキ法律上ノ手段ニ缺ケテ居ツタガ爲ニ、サウ云フ結果ヲ來シタヤウニ思ハレマス點ガ多イノデアリマス、是等ハ保險ノ監督ノ最モ重要點トスベキ保険契約者ノ保護ト云フ點ニ付テ、非常ニ遺憾ノ多イ點デアリマシテ、斯ウ云フモノヲ生ジタ場合ニハ出來ルダケ現在契約者ノ保護ヲ圖リツ、整理ヲスルコトガ最モ必要デアラウカト考ヘラレマス、出來ルダケ斯ウ云フ會社ノ生ジナイヤウニ努ムベキデアリマスガ、一面ニ於テハサウ云フ場合ニ備フル所ガナクテハナラヌト考ヘルコト

趣旨ヲ配シマシテ、サウ云フ場合ニ備フル
意味ニ於キマシテ是等ノ規定ガ考ヘラレタ
譯デアリマス、委員會ニ於テハサウ云フ必
要ガアラウ、サウ云フ必要ガアル場合ニ處
アルデアラウガ、色々方法ヲ此ノ法律ニ
規定シテ置ク、後ハ政府ガ其ノ時ノ事情ナ
リ會社ノ狀態ハ經濟界ノ狀態等ニ應ジテ、
最モ適當トスル方策ヲ採ツタガ宜シイデハ
ナイカ、大キクモ小サクモ叩ケルヤウニシ
テ、サウシテ其ノ效果ヲ擧ゲルコトニ政府
ハ努力スベキデアル、規定ハ色々ナ場合ヲ
規定シテ置クガ、サウ云フ趣旨ヲ以テスベ
キデアルト云フコトガ議セラレマシテ、政
府ノ考ヘル所ト非常ニ一致シテ居リマスカ
ラ、是等ノ規定ヲ入レルコトニシタ次第デ
アリマス從ツテ是等ノ規定アルガ爲ニ何等
カ業績ノ不振ナモノヲ積極的ニ整理スル力
ノ如キ噂ガ立ツタノデゴザイマスガ、飽ク迄
モ矢張リ多數ノ保險製約者ノ現在契約ヲ保
護スルト云フ趣旨ハ、保險監督ヲ爲ス者ト
シテ失ツテハイケナイノデアラウト考ヘマ
ス、從ツテ進ンデ整理スル、斯様ナヤリ方ハ

ルヤウナ次第アリマス、併シナガラ山岡

サンノ言ハレルヤウニ又ソレヲ餘リ怠リマ

スト、契約者ニ一度ニ非常ナ不利益ヲ蒙ラ
シメルト云フヤウナ關係モザイマス、非

常ニ是ハ實際問題トシテハムヅカシイ問題
ダト考ヘテ居ル次第アリマシテ、御注
意ニ付キマシテハ十分今後ノ運用ニ當リマ
シテ、慎重ニ考ヘナケレバナラヌト考ヘテ
居ル次第アリマス

○委員長(伯爵樺山愛輔君) モウ御質問モ

ナイヤウデゴザイマスカラ、今日ハ此ノ程
度ニ措キマシテ、明朝ハ午前十時カラ……、
是デ散會致シマス

午後四時八分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵樺山 愛輔君

副委員長 男爵矢吹 省三君

委員

公爵山縣 有道君

侯爵淺野 長之君

子爵梅小路定行君

子爵曾我 祐邦君

子爵上原七之助君

男爵伊藤 文吉君

男爵中村 謙一君

山岡萬之助君

政府委員

商工省保險局長 牧 榎雄君

大和田健三郎君

昭和十四年三月十五日印刷

昭和十四年三月十六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局